

Commission for the Conservation of
Southern Bluefin Tuna



みなまぐろ保存委員会

第 18 回遵守委員会会合報告書

2023 年 10 月 5－7 日

韓国、釜山

第 18 回遵守委員会会合

2023 年 10 月 5－7 日

韓国、釜山

議題項目 1. 開会

1.1. 歓迎の辞

1. 遵守委員会（CC）議長であるフランク・ミーア氏は、参加者を歓迎するとともに、会合の開会を宣言した。議長は、本年の会合は COVID-19 パンデミック後初めての対面会合であり、参加者と再会できたことを喜ばしく思う旨を述べた。
2. 議長は、会合に対し、遵守委員会は遵守に関連する課題に対する確固たる管理助言を行うよう拡大委員会（EC）より付託されていることを想起し、本会合の議題を討議する中で会合として当該任務を達成できるよう確保するべくメンバーによる協力を求めた。
3. メンバー及びオブザーバーは、会合に対するそれぞれの代表団を紹介するとともに簡潔な緒言を述べた。参加者リストは別紙 1 のとおりである。

1.2. 議題の採択

4. 議題は別紙 2 のとおり採択された。
5. 会合に提出された文書リストは別紙 3 のとおりである。

1.3. 会議運営上の説明

6. 議長及び事務局長は、本会合の主な運営上の説明を行った。

議題項目 2. CCSBT 保存管理措置の遵守状況の概要

2.1. 事務局からの報告

SBT 関連措置

7. 事務局は、メンバーによる CCSBT 管理措置の遵守状況を総括した文書 CCSBT-CC/2310/04 を説明した。本文書において留意すべき主要事項は以下のとおりである。
 - 過剰漁獲（インドネシア）：インドネシアは、2019 年及び 2020 年の両漁期において同メンバーの総漁獲利用可能量を超えて漁獲し、両漁期を合わせた総過剰漁獲量は 456.584 トンとなった。インドネシア

は、この過剰漁獲分を 2022 年から 2026 年までの期間において返済するプロセスの途中にある。

- 是正行動計画（南アフリカ）：第 29 回拡大委員会会合（EC 29）は、南アフリカに対し、CCSBT 30 までに是正行動計画を提出するよう要請した。当該計画文書は CCSBT 30 に対して提出されなかった。
 - CCSBT 転載決議の要件の実施（インドネシア）：インドネシアは、2021 年及び 2022 年において冷凍能力を有するインドネシアはえ縄漁船が実施した SBT を含む洋上転載について、CCSBT 転載決議に基づく義務を履行していない。
 - その他の事項（南アフリカ）：
 - SFMWG 6 会合（2023 年）、ERSWG 14 会合（2022 年）、ESC 26 会合（2021 年）、ESC 27 会合（2022 年）及び ESC 28 会合（2023 年）に出席しなかった。また、2023 年の CC 18 又は EC 30 に対する国別報告書を提出しなかった。
 - ERSWG 14（2022 年）、又は 2021 年の ESC 26、2022 年の ESC 27、2023 年の ESC 28 のいずれにも国別報告書を提出しなかった。
 - 2021 年、2022 年及び 2023 年の科学データ交換又は ERSWG データ交換に対して、必要なデータを提供しなかった。
 - 事務局に対して同メンバーによる 2022 年の港内検査報告書を「港内検査の最低基準を定めた CCSBT 制度に関する決議」が規定する 14 日間の提出期限内に提出しておらず、又は 14 日の提出期限よりも提出が遅れる理由に関する通知も行っていない。
 - 欧州連合（EU）は、SFMWG 6（2023 年）、ERSWG 14（2022 年）、ESC 26（2021 年）、ESC 27（2022 年）及び ESC 28（2023 年）に出席せず、また CCSBT 30 にも出席しない見込みである。
 - EU は、ERSWG 14、ESC 27 及び ESC 28 に対して国別報告書を提出しなかった。
 - 日本は、2022 年において、同メンバーの指定港において関連する水揚げ／転載活動のうち少なくとも 5 % の検査要件を履行しなかった。
 - 日本は、2022 年の科学オブザーバーカバー率が皆無であった。日本は、科学 COVID-19 の影響（科学オブザーバーを自宅から乗船地である港に移動させることができなかった）により 2022／2023 年漁期に SBT を漁獲対象とする日本漁船に対して科学オブザーバーを派遣することができなかったと述べた。
 - 韓国は、依然として、事務局に対して想定される漁獲証明制度（CDS）の輸入文書の写しを全く提出していない。
8. 事務局文書において提起された課題及びメンバーからの関連する質問に対する主な回答は以下のとおりである。
- 南アフリカは、事務局からの報告の中で提起された課題があることを認めた。同メンバーは、CCSBT 及びその他の地域漁業管理機関（RFMO）の全ての要件を遵守すべく努力しているものの、近年にお

ける人的な制約がこれを困難にしていることを述べた。こうした人的制約が、必要なデータの提出や会合への参加にかかる南アフリカの能力に影響を及ぼしている。南アフリカは、メンバーに対し、ここ数ヶ月においてこうした人的リソースの不足に対処するためのプロセスが進められ、新たな調査担当者及び漁獲データモニタリング担当者を採用することとなったと述べた。南アフリカは、この措置により、国別報告書を完成させるとともに実施スケジュールを含む明確な是正行動計画を提出することができるものと確信していると述べた。

- メンバー及び議長からの質問に対し、南アフリカは、2023年12月31日までに是正行動計画を提出する予定であること、及びその後未提出となっているデータ及び国別報告書を提出する予定であることを述べた。
 - メンバーは、メンバーのパフォーマンスを評価できるようにする上で国別報告書の提出は重要であり、こうした報告書が提出されなければメンバーのシステム／制度に対する信頼が減殺されることに留意した。あるメンバーは、将来においてメンバーが国別報告書を提出できない場合にはその理由を説明する文書を提出すべきであると提案した。
 - 複数のメンバーは、南アフリカに対する支援及びキャパシティ・ビルディングにかかる従前の意向を改めて表明した。
 - 日本は、2022年においては世界的なパンデミックにより港内検査を実施するための検査官を配置することができなかったが、2023年には検査が再開されたことを述べた。また日本は、2023年においては同メンバーの漁船にオブザーバーを配乗することができ、来年のCCには良い結果を報告できる予定であると述べた。
 - 韓国は、CDSの問題についてなされた改善については同メンバーの国別報告書に記載した旨を述べるとともに、韓国政府機関の新たなウェブサイトの作成及び利用により未提出の様式を確認することが容易になったことを述べた。また韓国は、eCDSが同メンバーのCDS上の問題の一部への対処に資するものと考えている。
 - またメンバーは、CCSBTにおけるEUの関与が低くなっていることに留意し、ECに対し、EUのCCSBTにおける長期的な関心について明確化を求めるべく事務局長からEUに連絡をとるよう勧告した。
9. 会合は、事務局文書において提起された課題、及びそれぞれの課題の解決にかかるメンバーによるコミットメントに留意した。また会合は、ECに対し、本委員会におけるEUの関心に関して事務局長からEUに連絡をとるよう勧告することに合意した。

ERS 関連措置

10. 事務局は、CCSBT の生態学的関連種（ERS）関連措置にかかるメンバーによる実施の程度、並びに ERS 措置を他の RFMO の措置と調和させるための決議が規定する ERS に関するコミットメントにかかるメンバーのパフォーマンスについて精査した文書 CCSBT-CC/2310/05 を提出した。
11. 以下が留意された。
 - インドネシアは 2022 年 ERSWG データ交換（EDE）において同メンバーのデータを提出したが、データを受領したのは本報告書の作成後であったため、ここでの精査には当該データは含まれていない。
 - 南アフリカは 2022 年の EDE データを提出していないので、同メンバーによる 2022 年のオブザーバーカバー率は不明である。
12. 本報告書のうち以下の事項が強調された。
 - 一部のメンバーは、2022 年において 10 % のオブザーバーカバー率を達成せず、また代表性にかかる目標も達成しなかった。
 - オブザーバーカバー率や EDE 報告が低水準又は欠如していたことにより、確信を持って ERS 措置の全体的な実施状況及び ERS に関するパフォーマンスのトレンドを評価することは不可能であった。
 - 近年においてメンバーのデータが利用可能である場合、より高い海鳥観察死亡数が記録されている。
13. ACAP は、一部のケースにおいてオブザーバーカバー率が欠如していること、また一部が無報告となっていることにより海鳥個体群に対する SBT 漁業の影響の判断が不可能になっていることへの懸念を表明した。ACAP は、海鳥混獲緩和を監視するための有益なツールとして、オブザーバー向けの ACAP データ収集ガイドラインがあることを指摘した。
14. バードライフは、文書 CCSBT-CC/2310/Info02 に示した調査でも立証されているとおり、報告されたデータの検証も必要であると述べた。
15. 主なコメント及び検討された課題は以下のとおりである。
 - オーストラリアは、国内的に利用可能となっているが現行の CCSBT 報告要件では対象となっていない ERS 関連での同メンバーの努力に関する追加的な情報について述べた。議長は、オーストラリアに対し、同メンバーの国別報告書の中で追加的な ERS 情報を提供することを提案した。南アフリカは、CCSBT には報告していないものの同メンバーの科学オブザーバーカバー率は依然として高い（30 % 以上）ことを述べた。
 - HSI は、データの信頼性が低く、多くの情報が欠如しており、また全体として ERS 関連のパフォーマンスが悪い状況において、SBT 漁業による偶発的捕獲における主たる懸念は海鳥類であるという以前の文書 CCSBT-CC/2310/05 における見解を事務局はどのようにして再度反映するのかについて質問した。

16. 代表性のスコアに関する質問（代表性の計算に含める前にある海域における最低限の漁獲努力量を設定する必要があるかどうかを含む）が提起された。事務局長は、現行の代表性の計算方法は ERSWG との協議の下に合意されたものであるが、現行の計算方法をレビューを次回 ERSWG 会合において検討する議題項目に含めることは可能であると説明した。

2.2. 遵守政策ガイドライン5（CPG5）の運用

2.2.1. CPG5 に基づき受領した通知に関する報告

17. 事務局は、CCSBT 29 以降、CPG5 に基づく通知を何ら受領していないことを確認した（文書 CCSBT-CC/2310/08）。
18. メンバーからの CPG5 通知に関する報告はなかった。

2.2.2. 予定されている CPG5 のレビュー

19. この副議題項目に関する議論は CC 会合の開会前に文書通信により開始された。
20. 議長は、CPG5 のパラグラフ 6 は「この危機の間に学んだ教訓を取り入れるため、COVID-19 パンデミックに伴う運用上の困難が解決した後にレビューされるものとする」と規定していることを述べた。事前協議において、議長はメンバーに対し、CC の 2024 年作業計画の中に「事務局及びメンバーは COVID-19 パンデミックの間の教訓を取り入れることを含め、CPG5 をレビューすべきである」とする事項を追加することに合意するかどうかを尋ねた。
21. 会合は、CC の 2024 年作業計画に当該レビューを追加することに合意した。

2.2.3. オブザーバー不在で行われた洋上転載及びメンバーによってとられた措置に関する報告

22. この副議題項目に関する議論は CC 会合の開会前に文書通信により開始された。
23. 事務局文書 CCSBT-CC/2310/08 では、CCSBT 29 以降、配乗の問題から乗船オブザーバー無しで実施された SBT の洋上転載に関して報告された。事務局は、保有する記録によると、2022 年又は 2023 年第 1 四半期において乗船オブザーバー無しに実施された洋上転載はなかったことを報告した。

2.3. メンバーからの年次報告

24. この議題項目に関する議論は CC 会合の開会前に文書通信により開始された。

25. 議長は、本年はほとんどのメンバーが提出期限までに CC に対する年次報告書を提出したことへの感謝を述べた。また議長は、南アフリカは今次会合に対して年次報告書を提出しなかったことを述べた。
26. メンバーの年次報告書に関して事前協議中に行われた質問に対するコメント及び主な回答の概要は以下のとおりである。

オーストラリア

- 南緯 25 度以南の海域で操業するオーストラリアの SBT はえ縄漁船は、荷重枝縄（又は ACAP が承認した鈎針被覆装置も可であるが、これらは使用されていない）の使用、及び日中においてはトリラインの使用が義務付けられている（漁業が航海薄暮から航海薄明の時間の間に操業される場合はトリラインの設置は義務付けられていない）。文書 CCSBT-CC/2310/05 の別紙 2-表 1 におけるオーストラリアのデータは、これらの義務及びログブックデータに基づいており、夜間に投縄が行われた割合を示している。これらの規則にかかる遵守状況は、電子モニタリング（EM）及び遵守オペレーションを組み合わせでモニタリングされている。
- オーストラリアの EM の監査は、SBT のはえ縄漁業活動の一部（漁獲努力量の 10 %）をカバーしており、文書 CCSBT-CC/2310/05 において報告された数年（2019–2022 年）については、漁業者のログブックに記録された少数の海鳥との相互作用は網羅されなかった。漁業者のログブックに記録された海鳥との相互作用の件数は、2019 年は 7 件、2020 年は 11 件、2021 年は 5 件及び 2022 年は 7 件であった。EM が全てのオーストラリア SBT はえ縄漁船を網羅したこと及び教育と遵守活動の結果として、オーストラリアの漁業者による海鳥との相互作用に関する報告の正確性が改善した。オーストラリア漁業管理庁は、海鳥類及び国内法により絶滅危惧種、危急種及び／又は保護種と分類されているその他の種に関して報告された全ての相互作用を報告している。
- オーストラリアの年次報告書のセクション 1.4 (b)（21 ページ）で報告した検査回数は、蓄養セクターとはえ縄セクターの両方を網羅している。さらに具体的に述べれば、この検査回数には SBT 蓄養セクターにおける漁船及び曳航船に対する 13 回の洋上検査と、はえ縄セクターの SBT 漁船に対する 5 回の港内検査が含まれる。

インドネシア

- 漁業及び水産物加工会社向けに、政府は 2020 年に、バリ島のベノア港において、データ管理に関するキャパシティ・ビルディング及びはえ縄漁船にかかる絶滅危惧種、危急種及び保護種の管理に関するトレーニングのための海鳥混獲ワークショップを実施した。
- 2022 年におけるインドネシアの小規模／沿岸零細漁船による SBT 漁獲量は 43 トンであった。

日本

- COVID-19 は 2021／2022 年及び 2022／2023 年シーズンにおけるオブザーバーの派遣を妨げ、日本は海鳥関連のデータを含むオブザーバーデータを報告することができなかった。2023／2024 年シーズンについては、日本は 10 % のカバー率を目指してオブザーバーの派遣を再開した。ログブックデータを用いた ERS 相互作用の報告は CCSBT における現行の報告システムを大幅に変更するものであり、CCSBT においてさらに精査する必要がある。
- 日本は、新たに開始された港内検査と 2023 年 4 月に再開されたオブザーバーの派遣が相まって、洋上における海鳥混獲緩和措置の使用状況の独立的なモニタリングの水準が改善され、是正行動の効果のより良い評価につながるものと考えている。

韓国

- 韓国における検査関係の予算及び検査官は限定的であり、近年はその限られたリソースを港内検査と水揚地でのモニタリングに当ててきた。長期的には洋上検査の実施の可能性についても追求していく予定である。
- 韓国の国内法（遠洋漁業開発法）は、韓国漁船に対し、RFMO により採択されている全ての措置を遵守することを義務付けている。韓国は、同メンバーの海鳥類国内行動計画及びさめ類国内行動計画は相当過去に導入されたものであることから、それらの一部をアップデートする必要があると考えている。このため、本年ではないものの、近い将来においてこれらの国内行動計画に関する内部的な協議及びレビューを行う予定である。

ニュージーランド

- 現在、ニュージーランドは表層はえ縄船団における海鳥混獲緩和に関する国内要件をレビューしているところであり、ニュージーランド漁業における海鳥類（及びその他の保護種）の死亡数をゼロまで削減するというコミットメントに変わりはない。
- ERSWG データ交換は、メンバーに対し、フックポッドの使用状況の報告を義務付けていない。フックポッドは 2021／22 年漁期にニュージーランドの国内表層はえ縄船団において使用されていたが、その使用はまばらであった（漁業者の報告によれば、2021 年／22 年漁期においてフックポッドを 100 % 使用したのは全操業のうち 0.7 % であった）。
- ニュージーランドは、特に表層はえ縄に対する国内海鳥混獲緩和規制のレビューが完了した後は、海鳥との相互作用及び混獲緩和要件の有効性を引き続きモニタリングしていく予定である。ニュージーランドの国内表層はえ縄漁船に対しても 2024 年 1 月にカメラを導入することが予定されており、これにより洋上での漁業活動のモニタリングが改善する見込みである。ニュージーランドは、必要に応じて将来的な管理措置をレビューする予定である。

- 遊漁船の隻数の減少には、COVID-19 パンデミックや気象条件の影響など、様々なファクターが寄与したものと考えられる。アマチュアのチャーター遊漁船による漁獲量も増加したが、これは個人の遊漁船からチャーター船による遊漁にシフトしていることを示唆している可能性がある。
- ニュージーランドの遊漁者は、2022 年は特にニュージーランド北部の多くの港において SBT の漁獲に成功する事例が多くなっている。このことは、海況の変化や加入量の増加により SBT 若齢魚の分布域が拡大していることを反映している可能性が高い。
- EM 導入の対象となるニュージーランド沿岸漁業には、SBT を漁獲対象とする表層はえ縄船団が含まれる。また、小規模な SBT の混獲は大型漁船にも見られるものの、運用上の制約からこれらの漁船に対しては EM の導入は検討されていない。
- ニュージーランドは、遊漁が想定以上に成長してきているものの、まだ同メンバーの遊漁セクターに対するアローワンスを変更していない。現在、これを来年に変更するかどうかについて検討中である。

台湾

- 台湾では 2016 年から国家漁業管理検査計画（NPCI）が実施されており、同計画はその後の 2019 年に改定された。NPCI に加え、現在における台湾の漁業管理（MCS を含む）の実施方針は国内法を太平洋、大西洋及びインド洋における RFMO の規制と一致させることであり、資源の保護と持続的な漁業の発展を目的としている。
- 2022 年における台湾 SBT 漁業で記録された投棄量の増加は、科学オブザーバーと台湾商業はえ縄漁船の両方から収集される投棄に関する情報の質が向上したことに由来している可能性がある。台湾は、SBT の投棄に関する情報の収集を引き続き改善していく予定である。
- 2022／2023 年漁期において、台湾漁船は 59 回の洋上検査の対象とされ、そのうち 49 回については何ら違反事項がなかったことが確認された。その他の 10 回については現在も調査中である。
- 台湾は、同メンバーの海鳥類国内行動計画及びさめ類国内行動計画を改定するために専門家及び学者を招聘する予定である。

2.4. CCSBT 管理措置の遵守状況の評価

27. 事務局は、インドネシア及び南アフリカによる是正行動の実施状況のレビューに関する文書 CCSBT-CC/2310/06 を説明した。
28. 議長は、インドネシアに対し、同メンバーの返済計画の実施状況について最新情報を提示するよう招請した。インドネシアの報告書は別紙 4 のとおりである。
29. 質問に対し、インドネシアは以下を述べた。
 - EM を備えた運搬船の隻数の数字を提示するには本国に確認する必要がある。確認ができ次第、情報を提供する。

- 一部の運搬船は、EM の設置を妨げるような運用上又は予算上の制約を抱えている。
 - 同メンバーの警鐘システムには、CDS を通じて報告された漁獲量が国別配分量の 90 % に達した際に漁業団体に通知すること、及び漁船に対して SBT の漁獲量が多い特定の海域から退去するよう通知することが含まれる。昨年においてはこの通知が三回発動された。
 - 一部の小規模漁業者は漁業団体のメンバーになっているが、今年利用可能になった情報によれば、小規模漁業者によって捕獲され他の港で水揚げされた SBT がわずかながら存在し、そうした漁獲量が現在は CDS データに含まれていないことが確認された。インドネシアは、この問題について、特に小規模漁業又は沿岸零細漁業に CDS を適用した経験を有する他のメンバーとさらに議論したいと考えている。
 - インドネシアへの国別配分量は、以前は全量が漁業団体に仕向けられていたが、今年から小規模漁業を考慮するべく同メンバーへの配分量のうち 10 % を留保しておくことを開始した。
 - 小規模漁業者による漁獲物のうちグレードの高いものは漁業団体を通じて輸出向けに販売されるが、漁獲物の大部分は国内向けに販売されている。
 - 同メンバーのモニタリングは、ジャカルタとベノアという二つの主要港を対象としている。検査は検査官、港湾管理者及び製品の魚種及び重量を検査するデータ収集担当者によって実施される。今年利用可能となった情報によれば他の港での SBT の水揚げが確認されており、漁業行政官はこれらの漁獲物をどのようにモニタリング及び管理するかを決定するべく地方政府と協議しているところである。
 - 他の港で小規模漁業者により水揚げされた SBT には特段の標識装着は行われていない。
30. コンプライアンス・マネージャーは、メンバーに対し、標識が装着されていない SBT の販売に関する例外的状況は事務局に報告されなければならないことをリマインドした。
 31. メンバーからの質問に対し、南アフリカは、あらゆる CCSBT 関連事項に関する同メンバーへの事務局からの一義的な連絡先を確認した。
 32. 会合は、インドネシアにおいて返済計画に基づく同メンバーの義務を履行するための適切な取組が行われていることに遵守委員会として満足しており、EC に対し、現状のアレンジメントを継続するよう勧告することに合意した。
 33. また会合は、南アフリカによる同メンバーの行動への確固たるコミットメントに留意し、これらのコミットメント及び行動が起こされるという新たな保証に満足した。

議題項目 3. 遵守専門作業部会（TCWG）からの報告

34. 議長は、今次 CC 会合の直前に開催された第 4 回遵守専門作業部会（TCWG 4）の結果について口頭報告を行った。TCWG 4 では、あらゆる勧告及び／又は CC による検討のために提出された文書案を含め、遵守リスク及び特定されたリスクに対処するための遵守行動計画（CAP）事項案をレビューすることに重点が置かれた。
35. 議長は、作業部会により 15 項目の遵守リスクが特定され、各項目ごとにリスクの可能性、当該リスクの潜在的な影響度及びリスクのマトリックススコアを含む表を取りまとめたことを述べた。これらは通常業務又は継続的な遵守リスクに追加されたものであることが指摘された。一部のリスクに対処するための CAP 行動事項の特定に進捗があったものの、全てのリスク項目に対して作業を完了することはできず、この任務は CC 18 でも継続する必要がある。

議題項目 4. 遵守行動計画（CAP）

36. 既存の遵守行動計画（CAP）は CCSBT 遵守計画（CCSBT-CC/2310/Info 01）の別添 1 であり、既に失効している。しかしながら、CC 15（2020 年）において、CAP（5 年間の行動計画）の改定については次回の対面会合まで検討を先送りすることが合意されていた。このため、新たな CAP の検討は CC 18 まで延期されていたところである。
37. CC 18 は、TCWG 4 での積み残しの作業を再開したものの、一部の遵守リスクに対処するための行動事項の特定作業を完了することができなかった。
38. 会合は、CAP の策定作業は文書通信を通じて休会期間中に継続可能と考えられること、及び CAP 案を 2024 年の TCWG 5（開催される場合）及び CC 19 において最終化することに合意した。

議題項目 5. 電子モニタリング（EM）／システムに関する検討

39. この議題項目にかかる検討は文書通信を通じて CC 会合の開会前に開始された。
40. 事務局は、CCSBT における電子モニタリング（EM）及び電子モニタリングシステム（EMS）に関するハイレベル指針案の検討に関する文書 CCSBT-CC/231-/07 を提出した。2023 年 5 月 17 日及び 18 日にかけて、各日半日のセッションにより EM/S に関するオンラインワークショップが開催された。ワークショップは、事務局が本文書別紙 A として提示した CCSBT における EM/S ハイレベル指針案に合意した。この指針案は、CCSBT における EM 及び EMS の定義、様々な目的、セキュリティ、プライバシーや守秘義務への配慮について規定している。事務局

は、ACAP が海鳥混獲に関連するオブザーバー／EM データ収集基準のさらなるレビューに対して ACAP 専門家による助言を提供する用意があると述べていることを指摘した。

41. インドネシアは、EM の定義に含まれている「センサーの使用」が義務的なものでないのであれば本 EMS 指針案の採択を支持することができると述べた。
42. また韓国は、CCSBT には地理的な条約水域がなく、したがって CCSBT における EM/S は他の RFMO における EM/S の基準及び仕様と互換性があり調和されたものである必要があることを指摘しつつ、本 EM/S 指針への支持を表明した。
43. 会合は、EC に対し、別紙 5 に示した CCSBT における EM 及び EMS に関するハイレベル指針を採択するよう勧告することに合意した。

議題項目 6. CCSBT 措置の運用状況：課題及びアップデート

44. この議題項目にかかる検討は CC 18 会合の開会前に文書通信により開始された。
45. 事務局は、CCSBT の主要な措置の運用状況に関するアップデートを提示した文書 CCSBTCC/2310/08 を提出した。本文書では、CCSBT における主要な監視・管理・取締（MCS）措置のうち、他の議題項目では取り扱わない事項（以下を含む）に関する運用上の課題の概要を提示した。
 - 漁獲証明制度（CDS）
 - 転載監視計画（追加的な詳細）
 - 極めて特殊な状況に関する行動原則及び取られるべき措置に関するガイドライン（CPG5）
 - 許可船舶及び許可蓄養場記録
 - 船舶監視システム（VMS）
 - CCSBT IUU 船舶リスト
 - 港内検査の最低基準
46. 本文書では、遵守上の懸念がある多数の分野について指摘するとともに、CC 18 に対し、以下のような事項に関して適切な勧告を行うよう招請した。
 - インドネシアによる、同メンバーの LSTLV による SBT を含む洋上転載にかかる CCSBT 転載決議の不履行
 - 日本による、2022 年における日本の指定港での SBT/SBT 製品を船上に保持する外国漁船による水揚げ及び転載活動に対する港内検査の最低要件（5 %）の不履行
 - 南アフリカによる、14 日の提出期限内に遅延通知又は遅延の理由を通知することなしに港内検査報告書の提出が遅れる状況の継続（「港

内検査の最低基準を定めた CCSBT 制度に関する決議」パラグラフ 20 を参照)

47. 会合は、本文書において提供された情報に留意した。
48. 事務局は、CCSBT 許可船舶決議改正案を提示した文書 CCSBT-CC/2310/09 を説明した。CC 17 による指示を受けて、事務局は、同決議パラグラフ 3 に基づく遵守モニタリングに関して、船舶が旗国であるメンバーの国家管轄外の水域において漁業を行う許可を有しているかどうかに関する情報を収集するべく、CCSBT 許可船舶決議改正案を作成した。
49. 会合は、EC に対し、別紙 6 に示した改正許可船舶決議を採択するよう勧告した。

議題項目 7. CCSBT の政策及び決議のレビュー及び改正

7.1. CCSBT 是正措置政策 (CPG3) のレビュー

50. 議長は、CC 17 において、現在の遵守上の課題に対処するには既存の遵守政策ガイドライン 3—是正措置政策 (CPG3) では限界があると認識されたことを想起した。これを受けて、事務局に対し、CC 18 による検討に向けて、CPG3 をレビューした上でメンバー間の遵守をさらに促進するべく同政策に追加できるような新たなツールを提案するよう要請されていたところである。
51. 事務局は、CPG3 がその目的を達成する上での障害となっている根本的な問題があるのかどうか、またメンバーが同政策に取り入れることを希望するような代替的なツールがあるのかどうかを精査した文書 CCSBT-CC/2310/10 を説明した。
52. 事務局によるレビューの際に事務局長が特定した潜在的な課題は以下のとおりである。
 - CPG3 は、同政策をモニタリング及び適用するメンバーの勤勉さに依存している。
 - 政策の柔軟さが、行政上の過失をどのように修正するのかにかかる曖昧さの原因となっている。
 - キャパシティ・ビルディングの取組は、関係するメンバーによる問題及び解決策に対する理解の度合いに依存している。
53. 事務局は、メンバーに対し、国別配分量に関わる懲罰措置の適用対象（例えばメンバーが繰越しを適用する資格）の拡大の可能性、継続的な非遵守が確認された場合の対象を絞った QAR の適用、CCSBT ウェブサイトにおける遵守パフォーマンスの可視化の強化、及び意思決定プロセスの変更など、同政策に対する追加的なメカニズムについて検討するよう要請した。
54. メンバーは、以下のポイントを含めて事務局文書を検討した。

- あるメンバーは、継続的な非遵守にかかるコンセプトに関心を示し、この点については CCSBT の文脈において十分に定義する必要があると述べた。
 - 意思決定に関して、CC レベルにおいて全会一致でない意思決定プロセスが導入された場合であっても、EC レベルでは出席しているメンバーによる全会一致の投票により意思決定が行われることが留意された。あるメンバーは、非遵守メンバーも是正措置に合意するよう確保するためには全会一致の意思決定が重要であることを強調した。
 - 別のメンバーは、事項ごとに個別にコンセンサスによる意思決定を行う必要性を排除できることや非遵守の結果についても既知となることから、非遵守問題に対する一連の対応方法に事前に合意しておくことは有益なモデルとなり得ると述べた。
 - あるメンバーは、CPG3 の目的はメンバーによる遵守を支援することであると理解しており、さらなる懲罰的措置の追加は一部のメンバーをさらなる非遵守に追い込んでしまう可能性があるとして述べた。
55. ピュー慈善基金は、最近においてインド洋まぐろ類委員会（IOTC）が重大な非遵守問題を特定するための遵守評価プロセスの再分類を行ったところであり、それが CCSBT にも適用できるものかどうかを確認するべく IOTC モデルを精査することができると述べた。またピューは、遵守プロセスに関する問題を検討する際はピューが提出した情報文書（CCSBT-CC/2310/Info03¹）が CCSBT での検討に資する可能性があると述べた。
56. あるメンバーは、CC はまずあらゆる非遵守問題の重大性を定義し、その上で重大性のレベルに基づく適切な是正行動並びにこれらの行動にかかる実施期限を特定することを提案した。
57. 会合は、CPG3 については 2024 年に再検討することに合意した。また本件については、対面でより実質的な検討を行うことができるよう、開催が検討されている TCWG 5 の前にメンバーの見解を集約すべく休会期間中のプロセスと組み合わせて検討していくのが最善と考えられることに合意した。

7.2. 転載決議

7.2.1. 決議の強化

58. 事務局は、CCSBT 転載決議を強化するための改正案の作成に関する文書 CCSBT-CC/2310/11 を説明した。本文書において、事務局は以下を取り入れた CCSBT 転載決議改正案を提案した。

¹ “Approaches to Evaluate and Strengthen RFMO Compliance Processes and Performances – a Toolkit and Recommendations.”

- 大西洋まぐろ類保存委員会（ICCAT）及び IOTC の両機関の転載関連措置に最近取り入れられた強化措置
 - 2022 年に採択された UN-FAO の転載に関する任意ガイドラインの一部の要素
 - IOTC が 2022 年に修正した転載措置と合致させるための一部の編集上のアップデート（CCSBT 決議と IOTC 決議が可能な限り一致するように確保するための修正）
59. 事務局は、補給申告に関する情報を得ることにより、潜在的な転載活動の調査において、補給活動が IUU 転載とされてしまう状況を排除することができることを述べた。
60. メンバーは、SBT の転載をメンバー船籍運搬船に限定すること、又はメンバーの港における転載に限定することを指示しなかった。メンバー船籍でない運搬船が関わる洋上転載はオブザーバーにより 100 % 監視されており、非遵守が確認された運搬船については許可運搬船リストから削除できること、及び OSEC のような新たな地位の設立もあり得ることが指摘され、メンバーの船籍でない運搬船による転載をモニタリングするための既存又はその他の取決めがあることが留意された。また、転載の実施をメンバーの港に限定することは、港内検査決議では現在 5 % しか義務付けられていない港内検査に関するメンバーのリソースに影響を及ぼす可能性があることが留意された。
61. 韓国は、転載決議の対象に関する明確化を求め、同決議は水揚げ活動には適用されないことを指摘した。
62. 補給申告書は IOTC 及び ICCAT に対して提出されることが留意された。船舶が CCSBT に対して何度も申告書を提出しなければならない状況にならないよう、CCSBT は、これらの機関との情報交換に関する取決めの中に補給申告書も追加すべきである。
63. 会合は、EC に対し、別紙 7 に示した CCSBT 転載決議改正案を採択するよう勧告した。

7.2.2. インドネシアによる転載に関する提案

64. 議長は、メンバーに対し、EC 29 に対してインドネシアが CCSBT 転載決議改正案を提出したが、同提案は CC 17 では全く検討されなかったもので、EC はインドネシア提案にかかる包括的な検討を CC 18 に対して付託していたことを想起した。
65. インドネシアは、会合直前の 2023 年 9 月 26 日に提出した大型漁船の転載に対する計画創設に関する決議改正案に関する文書 CCSBT-CC/2310/18 を説明した。インドネシアは、提案した改正点は IOTC において合意されているパイロットプロジェクトと整合するものであり、隻数を限定した船舶に関してインドネシアが転載要件を履行するためにインドネシアの国内オブザーバーを利用できるようにするものであると説明した。インドネシアの商業漁業において、製品の品質を確保するため

には転載能力が重要となっている。インドネシアは、パイロットプロジェクトの実施に伴う IOTC の基準の全てを履行することはできていないが、当該パイロットプロジェクトが終了するまでには全ての要件を履行することを目指していると述べた。

66. インドネシアの転載に関する提案に関して、事務局には、インドネシア提案の対象及び影響を十分に明確にするべくいくらかの予備的な分析を行う任務が課されていたところである。この分析を行うための時間が限られていたことから、事務局の分析は、潜在的な影響の分析よりもまず追加的な背景情報を提供することに重点が置かれた。事務局は、インドネシアによる国内オブザーバーの利用は現行の CCSBT における義務を履行しておらず、複数の通知及び情報提供要件も不履行となっていることを述べた。
67. 質問に対し、インドネシアは以下を明確化した。
 - インドネシアの木造船は IOTC オブザーバー計画のプロバイダーが要求する最低限の安全衛生基準を満たさないため、IOTC 地域オブザーバーがこれらの船舶に乗船することはできない。
 - インドネシアの国内法により、インドネシアのはえ縄漁船はインドネシア船籍運搬船への転載のみが許可されており、かつ水揚げはインドネシアで実施しなければならない。
 - IOTC は同委員会の遵守委員会において独立的評価を実施する予定であり、その結果を CCSBT に共有することができる。またインドネシアは、CCSBT における独立的な評価の実施にも同意することができる。
 - 外国船籍運搬船を利用可能とするための国内法の改正には、大臣の承認及び業界との協議が必要となる。
 - インドネシアのはえ縄船団の漁獲努力量は、転載の大部分が行われている統計海区 2 において増加している。
68. 会合は、インドネシアの転載にかかる 2 年間のトライアル（トライアルのパフォーマンスを独立的に評価するための対象を絞った品質保証レビュー（QAR）を含む）に合意した。
69. また会合は、CC 19 において対象を絞った QAR に関する付託事項に合意する必要があることに合意した。

議題項目 8. CCSBT 遵守計画の実施状況

8.1. 品質保証レビュー（QAR）

70. この議題項目に関する議論は、CC 会合の開会前に文書通信により開始された。
71. CC 17 は、CCSBT にとって QAR プロセスは遵守ツールとして非常に有益であったことに合意し、EC 30 及び SFMWG 6 に対し、改定 CCSBT 戦

略計画（パフォーマンス・レビュー勧告の実施計画を含む）を策定する際に QAR の価値を考慮に入れるよう勧告した。また CC 17 は、メンバーに対し、CC 18 による検討に向けて、QAR のオプションに関するコメント及び提案を事務局に提出するよう要請した。

72. 事務局は、CCSBT 品質保証レビュー（QAR）プログラムに関する将来的なオプションに関する文書 CCSBT-CC/2310/12 を説明した。本文書では、元々は CC 17 に対してニュージーランドが提案した将来的な QAR に関する 4 つのオプションに加え、CCSBT 戦略計画改定案における継続的作業計画案の一部として SFMWG 6 により提案された 5 つ目のオプションを提示した。
73. 事前協議において、議長はメンバーに対して以下を要請した。
 - 本文書で提示された 5 つのオプションに関してコメント／提案を行い、及び／又は代替的なオプションを提案すること。
 - CCSBT における将来の QAR をどのように進めるかについて、選好するオプションを特定すること。
74. 議長は、事前協議の際にオプション 5 を選好オプションとして明示しつつオプション 3 についても検討する用意があるとの意向を提示したメンバーは日本だけであったことを述べた。他のメンバーは、日本と同様にこのオプションを支持した。
75. 会合は、以前の QAR の結果に関する報告を改善する必要があるとし、メンバーはそれぞれの国別報告書の一部としてこの報告を行うことが考えられると提案した。またメンバーは、CCSBT において独立的なレビューツールを保有することの価値を認識しつつも、こうした取組にかかる費用についても留意した。
76. 会合は、将来の QAR にかかるアプローチとしてはオプション 5 を選好し、状況に応じてオプション 3 も利用することに合意した。

8.2. 市場

8.2.1. 日本による市場提案に関するアップデート

77. 日本は、同メンバーによる市場提案に関する作業のアップデートを提示した文書 CCSBT-CC/2310/19 を説明した。日本は、メンバーに対し、SFMWG 6 は日本が提案したアプローチを承認したことを想起した。本提案には、(1.1) みなみまぐろのモニタリングを改善するための CDS データと異なるデータセットとの毎年の検証、(1.2) トレーサビリティを目的とした eCDS（電子 CDS）に電子的に蓄積されるデータの活用、(2) 外部専門家により示唆された市場計算式にかかる問題点のレビュー、(3) 非メンバーによる SBT の漁獲及び貿易に関するデータ収集のさらなる改善、及び (4) 管理標識の使用を改善する必要性に関するレビューの 5 つの項目が含まれる。日本は、これらの 5 つの項目のうち事項 1.1 に関する提案（解析の結果をどのように提示するのか、どのデータセット

を使用するのか、及び解析の結果をどのように CCSBT ウェブサイト一般エリアに公開するのかを含む) を提出することを申し出ていたところである。

78. 会合は、EC に対し、文書 CCSBT-CC/2310/19 に示されたフォーマットに従って事務局が日本市場提案のうち事項 1.1-A)、B)、D) 及び E) の解析を実施し、その結果を同文書の別添様式に従って公開するよう勧告することに合意した。
79. また日本は、市場統計及び調査データに基づく日本のみなみまぐろ漁獲量の推定方法の改善に関する文書 CCSBT-CC/2310/20 (Rev.1) を説明した。本文書では、市場統計及び調査データに基づく日本のみなみまぐろ漁獲量の推定方法の改善が試みられた。2022 年の市場調査レビューにおいて、外部専門家は漁獲量を推定するための方程式の能力に関していくつかの懸念事項を提起した。しかしながら、提起された懸念事項に対し、日本はいくつかの改善を行った。予備的な計算結果によれば、報告漁獲量は推定された漁獲量のレンジに収まっている。日本は、外部専門家により提案された対応関係アプローチにより得られる漁獲量の推定値がより頑健であると考えている。さらに、対応関係アプローチにおいて大幅な変化が見地された場合には、その影響度を判断するためにそれらの数字を漁獲量に変換する必要があるものと考えられる。このため、各メンバーごとの市場流通情報から漁獲量を推定する手法は、CCSBT としてさらに追求すべき課題である。
80. さらに日本は、日本市場提案のうち事項 1.2 に関して、CDS 標識番号により個別の SBT の情報を検索できるオープンアクセスの CCSBT ウェブページの作成を提案した。本提案は、eCDS を通じて利用可能となる膨大なデータを活用するもので、かつ水産物のトレーサビリティに関する要求の高まりを踏まえたものである。日本は、本年の CC においては基本的なプロセスやウェブページの構成に合意した上で、CC 19 による検討に向けて事務局が具体的な仕様案及び推定費用を作成することを提案した。
81. オープンアクセス SBT 検索に関する検討において、いくつかの検討すべき疑問点が提起された。
 - 検索を行うユーザーは誰なのか。またユーザーはどのようにして CDS 標識番号を入手するのか。
 - CDS 標識番号を検索するに当たっては、登録／ログインを要するのか。
 - 検索に CMF 番号も含めるべきか。
 - 機密保持の観点から、ウェブページからどの程度の情報を利用可能とするのか。
82. メンバーは日本によるこのイニシアティブを称賛し、会合は EC に対し、2024 年において事務局がこの作業に取り組むよう強く勧告した。

8.2.2. 標識調査データの解析

83. この副議題項目に関する議論は CC 会合の開会前に文書通信により開始された。
84. 事務局は、CC 17 において事務局に任務が課され、また SFMWG 6 において事務局が実施するよう提案された日本市場提案の関連事項にかかる事務局による解析の結果に関する文書 CCSBT-CC/2310/13 を提出した。解析及びその結果の概要は以下のとおりである。
- 事項 1.1 - C) : CDS 及び貿易統計を用いたメンバー別輸入量（生鮮及び冷凍、対応関係アプローチ#2）。オーストラリアからの輸入として日本に入った生鮮及び冷凍 SBT の数量において、CDS データと日本の貿易統計との間に大きな乖離がある。これらの乖離は、相当量のオーストラリアの冷凍 SBT が CDS では生鮮として記録されていたことに主に起因しているようであり、こうした乖離は 2022 年のデータでも継続している。このオーストラリアに関する例外を除けば、近年の CDS 及び日本の貿易統計の記録は近い数字となっている。
 - 事項 1.1 - F) : CDS 及び管理標識調査のデータを用いた個別 SBT の重量データの比較（CC 17 作業計画に記載済）。要すれば、CDS におけるメンバーからの報告漁獲量データと日本市場から得られた CDS 標識調査データとを突合した結果、CTF を通じてメンバーから報告された漁獲量は合理的に正確であると定性的に述べることができる。
 - 事項 4 : CDS 管理標識の使用を改善する必要性のレビュー。2010 年に CDS が開始されて以降、標識番号の判読可能率は全体的に改善してきており、近年は非常に高い判読可能率が維持されている。特に 2021 年 10 月に一元管理標識の装着方法の説明書が改訂されて以降、直近年においてはメンバーの標識判読可能率はほぼ 100 % まで改善している。
85. 会合は、これらの解析結果は有益なものであり、EC に対し、事務局が事項 1.1-F) の解析については 2024 年に、事項 1.1-C) 及び事項 4 の解析については 2025 年に実施するよう勧告することに合意した。

8.3. 常設議題項目

86. この副議題項目に関する議論は CC 会合の開会前に文書通信により開始された。
87. 事務局は、非メンバーによる潜在的な漁業活動／貿易の概要に関する文書 CCSBT-CC/2310/14 を提出した。本文書では以下が提示された。
- CCSBT 29 以降における非協力的非加盟メンバー（NCNM）との連絡状況の概要
 - CCSBT と Trygg Mat Tracking（TNT）との関係に関するアップデート及び既存の臨時資金を用いて 2023 年に TMT が事務局向けに作成した情報報告書に関する情報

- CCSBT 29 以降に ICCAT に対して報告された NCNM による SBT 漁獲量に関するアップデート（報告無し）
 - EU 及びインドネシアによる新たな（2022 年の）国別貿易データサマリーの提供に関するアップデート
 - 国連（UN）COMTRADE データベースから抽出した 2020 年から 2022 年までの SBT 貿易情報の概要
 - 本文書に通常含まれている COMTRADE データの提示を停止する提案
88. 事前協議において、日本は、CDS に協力するその他の国／漁業主体（OSEC）の地位を申請するよう奨励するべく、拡大委員会議長又は事務局長が 100 トン以上の SBT の漁獲又は貿易を行った非メンバー（特に米国及びマレーシア）に対して書簡を送付することを提案した。
89. 事務局長は、CC 18 会合に先立ち、米国に対しては OSEC の地位を求めるとともに CCSBT の CDS との協力関係を公式化するよう招請するために既に連絡をとったことを述べた。しかしながら、米国は現時点ではそのステップに進む用意はないことを示唆した。
90. また会合は、TMT から提出された情報報告書についても検討した。一部のメンバーは、船舶自動識別装置（AIS）解析の結果、SBT の漁獲が想定される海域に懸念すべき数の非メンバー船籍船が確認されたことに留意した。
91. メンバーは、特定された非メンバーに対して関連する海域及び時期における漁業の実態を尋ねるための書簡を送付することが有益かどうかについて検討したが、会合は当該提案を追求する必要はないものと判断した。
92. セイシェルは、TMT 報告書の調査対象となった海域では IOTC 許可船舶が操業しているが、それらの船舶はビンナガを専獲しており、緊密にモニタリングされていることを述べた。セイシェルは、これらの船舶は一般的にモーリシャス又は南アフリカの港を利用しており、さらなるモニタリングが行われていると説明した。今次会合にセイシェルが参加したのは、CCSBT と関与及び協力したいとの意向もあるためである。
93. あるメンバーは、IOTC 条約水域では公海立入検査プロトコルがあるのかどうか、またいずれかのメンバーが定期的なパトロールを行っているのかどうかを質問した。
94. オーストラリアは、パトロールにかかる同メンバーのリソースは限定的であり、パトロールを効果的に実施するにはターゲットを絞る必要があると述べた。
95. 会合は以下に合意した。
- 事務局は、毎年の本文書における COMTRADE データの提示は停止すべきこと。
 - 事務局長は、マレーシアに対し、CCSBT の CDS にかかる OSEC となることを検討するよう招請する書簡を送付すべきこと。

- 中国、フィジー、マレーシア、モーリシャス、セイシェル、シンガポール及び米国に対し、CC 19 会合にオブザーバーとして参加するよう招請すること。

議題項目 9. CCSBT とその他機関との遵守関係のアップデート

96. この議題項目にかかる議論は CC 会合の開会前に文書通信により開始された。
97. 事務局は、CCSBT とその他の機関との遵守関係に関する文書 CCSBT-CC/2310/15 を説明した。本文書では、メンバーに対し、国際監視・管理・取締ネットワーク及びその関連ネットワーク（パン・パシフィック漁業遵守ネットワーク（PPFCN）及びまぐろ遵守ネットワーク（TCN）等）、国連食糧農業機関（FAO）、並びに ICCAT、IOTC 及び中西部太平洋まぐろ類委員会（WCPFC）を含む RFB/RFMO と CCSBT との遵守関係に関する最新情報を提供した。
98. 会合は本文書に留意した。

議題項目 10. 試行的 eCDS の開発状況

99. この議題項目に関する議論は CC 会合の開会前に文書通信により開始された。
100. 事務局は、CCSBT における試行的 eCDS プロジェクトの進捗状況に関する文書 CCSBT-CC/2310/16 を説明した。
101. 事前協議において、メンバーには eCDS への全面的な移行日について検討及び合意するよう要請された。全面的な移行日とは、全てのメンバーが eCDS を使用することが義務付けられる日付である。
102. 議長は、事務局が非常に少ない予算でシステムを開発したことを称賛し、今日までのメンバーからのフィードバックや全体的なサポートに感謝した。
103. 今次会合での議論を踏まえ、議長は、CDS 決議のレビューは CC 19 に先送りすることとし、事務局文書において特定された技術的な課題にかかる検討は休会期間中に小作業部会を通じて取り扱うことを提案した。
104. 日本は、eCDS への全面的移行は 2026 年 1 月までに準備が整うものと想定していると述べた。このスケジュールであれば、さらなる検討及び業界との適切な関与や手続きが可能となる。メンバーは、2026 年に eCDS を導入する用意があることを表明した。
105. 会合からの質問に対し、事務局は、ユーザーマニュアルは今年末までに英語及び日本語の両言語により利用可能となる予定であることを確認した。また事務局は、全面的移行日より前に eCDS を利用したいメンバーは、システムを利用し、システムから直接 CDS 文書を出力（印刷）で

きることを確認した一方で、あるメンバーは、eCDS の全面的移行より以前に eCDS を利用する場合の手続きについては CDS 決議又はユーザーマニュアルに明示しておく必要があることを指摘した。

106. 議長は、2024 年は主に業界によるテストに専念することとし、2025 年は 2026 年 1 月 1 日の移行日に向けたトレーニング、コミュニケーション及び法改正に重点を置くこととして議論を総括した。
107. 会合は、EC が別の決定を行わない限り、2026 年 1 月 1 日を eCDS への全面的移行日とすることに合意した。

議題項目 11. 海鳥措置の実施の強化に関するプロジェクト

108. この議題項目に関する議論は CC 会合の開会前に文書通信により開始された。
109. CCSBT 海鳥プロジェクトマネージャーのロス・ワンレス博士は、海鳥措置の実施を強化するための海鳥プロジェクトのアップデートを提供した文書 CCSBT-CC/2310/17 を説明した。海鳥プロジェクトの全てのエレメントが進捗されており、プロジェクトとの今後の関与の仕方についてほとんどのメンバーとの間で協議が開始されている。今後もプロジェクトを継続的に進捗させていくためには、メンバーとのさらなる連絡調整（特に CCSBT 年次会合の合間に直接協議する機会）が重要となる。本文書では、トレーニング用の資料を改善するために取り組まれている作業について説明するとともに、これまでの年次プロジェクト運営委員会会合（2023 年 7 月 11－14 日にローマで開催）における事務局と他のまぐろプロジェクトパートナー及び FAO スタッフとの積極的な関与について言及した。
110. ワンレス博士は、プロジェクトの資金は会場借料、メンバーの代表者、専門家及びサービスプロバイダーの参加費用といった様々な事項に利用し得るものの、設備投資には使用できないことを明確化した。他のトレーニングセッションと本プロジェクトのトレーニングを組み合わせるといった効率化／シナジーが奨励されている。
111. ACAP は、ACAP がバードライフ・インターナショナルと共にプロジェクトの支援パートナーとなっており、またプロジェクト運営委員会のメンバーでもあることを述べた。ACAP の製品の多くが本プロジェクトの活動の一部に関連している。ACAP は、CCSBT を越えた本プロジェクトの関係性を強調しつつ、本プロジェクトに対して他のまぐろ類 RFMO 事務局から強い関心が寄せられたことを想起した。
112. メンバーは、本プロジェクトの進捗状況について留意するとともに、プロジェクトへのサポート及びこれに関与していく意向を表明した。

議題項目 12. 2024 年の作業計画

113. CC は、以下のとおり 2024 年の作業計画を作成した。毎年実施される継続的な任務については、2024 年に新規の作業でない限りここには示していない。

	大凡の期限	リソース
是正行動計画を提出する	2023 年 12 月 31 日まで	南アフリカ
未提出のデータ（科学データ交換及び ERSWG データ交換のデータを含む）及び国別報告書を提出する	是正行動計画の提出後及び（ERS データについては）ERSWG 15 会合の前まで	南アフリカ
EU に対し、同メンバーの CCSBT における長期的な関心事項について確認を求めるとともに、年次報告書の提出及び全ての委員会会合への参加は全てのメンバーに対する義務であることをリマインドするための書簡を送付する	可能な限り速やかに	事務局
ERSWG に対し、次回 ERSWG 会合の議題項目として、科学オブザーバーカバー率の代表性を計算するための現在の手法をレビューするよう要請する	ERSWG 15	事務局
CPG5（極めて特殊な状況に関する行動原則及び取られるべき措置に関するガイドライン）について、COVID-19 パンデミック中の経験を取り入れる形でこれをレビューする	CC 19 まで	事務局
インドネシアは、合意されている返済計画に基づく義務を引き続き履行する	継続	インドネシア
休会期間中の連絡グループを通じて改訂遵守行動計画案を最終化し、TCWG 5/CC 19 による承認を得るべくこれを提出する	TCWG 5/CC 19 まで	メンバー及び事務局
メンバーは、事務局に対し、2024 年 1 月 1 日までに、それぞれの許可船舶が国家管轄外の水域において操業する許可を有しているかどうか（Yes 又は No）を報告する	By 1 Jan 2024 2024 年 1 月 1 日まで	メンバー
対面でより実質的な議論が行われる可能性がある TCWG 5 会合に先立ってメンバーの見解を取りまとめるための休会期間中のプロセスとも合わせて、是正措置政策（CPG 3）の再検討を行う	TCWG 5/CC 19 まで	メンバー及び事務局

	大凡の期限	リソース
改正転載決議に基づく取決めを実施する	2024年4月1日から	メンバー及び事務局
転載トライアルにかかる取決めを実施する	2023年11月1日から	インドネシア
IOTC/ICCATの転載補給申告書をCCSBTと共有できるようにICCAT及びIOTCとの転載MoUを強化する観点から、これらを精査する	CC 19より前	事務局
インドネシアによる2年間の洋上転載トライアルにかかる転載QARのための付託事項を起草する	CC 19まで	事務局
文書CCSBT-CC/2310/19に規定されたフォーマットに従い、日本市場提案のうち事項1.1-A)、B)、D)及びE)の解析を実施する	CC 19より前	事務局
文書CCSBT-CC/2310/19の別添に従い、事務局による市場解析の結果を公表する	EC 31後	事務局
CDS 標識番号により個別のSBTの情報を検索できるようにするためのオープンアクセスCCSBT ウェブページにかかる仕様案及び費用見積りを作成する	CC 19より前	事務局
2024年においては日本市場提案のうち事項1.1-F)の解析を引き続き実施し、事項1.1-C)及び4については2025年に解析を実施する	(事項1.1-F)については) CC 19より前	事務局
マレーシアに対し、CCSBTのCDSにかかるOSECとなる可能性を検討するよう招請する書簡を送付する	可能な限り速やかに	事務局
中国、フィジー、マレーシア、モーリシャス、セイシェル、シンガポール及び米国に対し、CC 19会合にオブザーバーとして参加するよう招請する	CC 19より前	事務局
英語及び日本語のeCDS ユーザーマニュアルを作成し、メンバーに対して利用可能にする	2023年12月31日まで	事務局
eCDSに関する積み残しの技術的課題を解決するため、休会期間中のeCDS作業部会を招集する	2024年初頭	メンバー及び事務局
業界によるeCDSテストを実施する	CCSBT 31まで(2024年中)	メンバー
事前協議プロセスについて、より合理的な方式を検討する	CC 19より前	事務局及びCC議長

	大凡の期限	リソース
事務局は各メンバーの遵守上の課題を特定し、メンバーが各事項にどのように対処したのかを次回の CC 会合に報告するよう求める形で、メンバーに対するレターを取りまとめる	事務局については 8 月 1 日より前まで、メンバーは CC 19 において回答	事務局及びメンバー

議題項目 13. その他の事項

114. 議長は、事前協議プロセスについて参加者からのフィードバックを求めた。あるメンバーは、当該プロセスは特に Yes/No で回答する性質の質問や国別報告書の検討において非常に有益であると述べた。別のメンバーは、国別報告書を含む重要な課題については対面で議論することを好むと述べた。あるメンバーは、当該プロセスは議論に参加するための均等な機会が得られる点で非常に価値があり、CC が将来の会合においても当該プロセスを維持することを希望すると述べた。議長は参加者からのフィードバックを歓迎し、より合理化された方式により来年も当該プロセスを利用すると述べた。
115. 日本は、WCPFC との転載協力覚書（MoC）の現状にかかる情報提供を求めた。議長は、CCSBT 29 以降、WCPFC の転載オブザーバー基準に関していくらかの進捗があり、その詳細については文書 CCSBT-CC/2310/15 に提示されていることを述べた。
116. ピューは、最近採択された WTO 漁業補助金協定についてコメントし、メンバーに対し、当該協定の実施に当たって CCSBT が果たし得る役割があるかどうかを検討するよう要請した。
117. 議長はピューによる発言に感謝し、本件は一義的にメンバーが個別に検討すべき問題であると述べた。

議題項目 14. 拡大委員会に対する勧告

勧告

118. CC は、EC に対して以下を勧告した。
- 1) 事務局長から EU に対し、同メンバーによる CCSBT への継続的な関心事項を確認する書簡を送付するとともに、EU に対し、全てのメンバーは年次報告書の提出及び全ての委員会会合への参加にかかる義務を負っている旨をリマインドすること。
 - 2) CC はインドネシアによる同メンバーの返済計画に基づく是正行動義務を履行するための適切な取組に満足していることを踏まえ、インドネシアの返済計画を現行のまま継続すること。

- 3) 南アフリカに対し、同メンバーによる非遵守分野に対処するための是正行動計画を 2023 年 12 月 31 日までに提出する任務（未提出のデータ及び国別報告書の提出のタイミングの提示を含む。なお、ERS データに関しては ERSWG 15 の前までに提出）を課すこと。
- 4) 以下を採択すること。
 - CCSBT における EM 及び EMS に関するハイレベル指針
 - 改正許可船舶決議
 - 改正転載決議
- 5) CPG3 – 是正措置政策について再検討するとともに遵守行動計画を最終化するため、2024 年の CC 19 会合の直前に TCWG 会合を開催すること。
- 6) 将来的な QAR に関して、オプション 5（将来において委員会に加盟した国及び／又は主体に対して品質保証レビュー（QAR）を適用する）を採用し、また状況に応じてオプション 3（保存管理措置（CMM）の対象を絞って追加的な QAR を実施する）を利用すること。
- 7) 事務局は、CDS 標識番号により個別の SBT 情報を検索できるオープンアクセス CCSBT ウェブページに関する仕様案及び費用見積りを作成すること。
- 8) 中国、フィジー、マレーシア、モーリシャス、セイシェル、シンガポール及び米国に対し、2024 年の CC 会合にオブザーバーとして参加するよう招請すること。
- 9) EC が別の決定を行わない限り、eCDS の正式な開始日として 2026 年 1 月 1 日を採択するよう合意すること。
- 10) 2024 年の CC 作業計画を承認すること。

留意事項

119. 遵守委員会は、EC に対して以下に留意するよう提案した。

- 1) CC は、ERSWG に対し、次回の ERSWG 会合の議題項目として、科学オブザーバーカバー率の代表性にかかる現行の計算方法についてレビューするよう要請したこと。
- 2) CC は、2024 年に CPG 5（極めて特殊な状況に関する行動原則及び取られるべき措置に関するガイドライン）のレビューを行う予定であること。
- 3) インドネシアが、今年利用可能となった新たな情報によれば、現在は CDS に網羅されていないが少量の SBT を漁獲している小規模漁業者によりその他（ジャカルタ及びベノア以外）の港において SBT が水揚げされていることを確認し、同メンバーは本年より小規模漁業者による漁獲量を計上するために同メンバーに対する国別配分量の 10 % の控除を開始したと述べたこと。
- 4) リスクの特定及び優先度の割当に関してかなりの進展があったものの、今次会合において利用可能であった時間内に遵守行動計画にかか

る作業を完了することができなかったが、CAPの策定作業は文書通信により休会期間中に継続することができ、2024年のTCWG 5（開催される場合）及びCC 19において最終化できると考えられること。

- 5) CCは、2024年にCPG 3（是正措置政策）について再検討することに合意したこと。この検討作業については、対面でより実質的な検討が行われるTCWG 5会合の前にメンバーの見解を取りまとめるための休会期間中のプロセスを組み合わせることにより実施することが考えられる。
- 6) CCは、過去のQARの結果に関する報告を改善する必要があると考えており、メンバーに対し、それぞれの国別報告書の一部としてこれに取り組むことを提案したこと。
- 7) eCDSの実実施計画について、2024年は主に業界によるテストに専念することとし、2025年においてメンバーは2026年1月1日の移行日に向けたトレーニング、コミュニケーション及び法改正に重点を置くこと。
- 8) 海鳥措置の実施を強化するためのプロジェクトについて、メンバーは当該プロジェクトへのサポート及びこれに関与していく意向を表明したこと。
- 9) 2024年のCC 19会合においては、より合理化された方式により、事前協議プロセスを引き続き利用すること。
- 10) 事務局は、各メンバーの遵守上の課題を特定し、メンバーが次回のCC会合に対して各項目にどのように対応したのかを報告できるよう、これを各メンバーに対するレターとして（8月1日までに）取りまとめること。

議題項目 15. まとめ

15.1. 会合報告書の採択

120. 報告書が採択された。

15.2. 閉会

121. 会合は2023年10月7日午後2時48分（韓国時間）に閉会した。

別紙リスト

別紙

1. 参加者リスト
2. 議題
3. 文書リスト
4. 2023年におけるインドネシアの漁獲量を TAC の範囲内に維持するための作業計画
5. CCSBT における電子モニタリング／システム（EM/S）に関するハイレベル指針
6. みなみまぐろ漁業許可船の CCSBT の記録に関する決議
7. 大型漁船の転載に関する計画創設に関する決議

参加者リスト
第 18 回遵守委員会会合

First name	Last name	Title	Position	Organisation	Postal address	Tel	Email
COMPLIANCE COMMITTEE CHAIR							
Frank	MEERE	Mr			AUSTRALIA		fmeere@aapt.net.au
MEMBERS							
AUSTRALIA							
Neil	HUGHES	Mr	HoD/Assistant Director, Regional Fisheries	Department of Agriculture, Fisheries and Forestry	GPO Box 858 CANBERRA ACT 2601 Australia	61 2 6271 6306	neil.hughes@aff.gov.au
Selina	STOUTE	Ms	Alternate/ Senior Manager Tuna and Antarctic Fisheries	Australian Fisheries Management Authority	GPO Box 858 CANBERRA ACT 2601 Australia	61 2 6225 5555	Selina.Stoute@afma.gov.au
Brian	JEFFRIESS	Mr	Consultant	Australian SBT Industry Association	PO Box 1146 Port Lincoln SA 5606 Australia	61 419 840 299	ceo@asbtia.org
Daniel	CASEMENT	Mr	Chief Executive Officer	Australian SBT Industry Association	PO Box 1146, Port Lincoln, SA. 5606	61 427 601 316	ceo@asbtia.org
Kylie	PETHERICK	Ms	Chief Financial Officer	Stehr Group	PO Box 159, Port Lincoln, SA 5606, Australia	61 400 160 465	kylie@stehrgroup.net
FISHING ENTITY OF TAIWAN							
Tsu-Kang	WEN	Mr.	Deputy Director	Fisheries Agency of Taiwan	8F., No.100, Sec. 2, Heping W. Rd., Zhongzheng Dist., Taipei City 100, Taiwan (ROC)	886 2 23835 900	tsukang1008@ms1.f.a.gov.tw
Ming-Hui	HISH	Mr.	Specialist	Fisheries Agency of Taiwan	8F., No.100, Sec. 2, Heping W. Rd., Zhongzheng Dist., Taipei City 100, Taiwan (ROC)	886 2 23835 872	minghui@ms1.f.a.gov.tw
Min-Huei	TZENG	Ms.	Secretary	Ministry of Foreign Affairs	2, Ketagalan Blvd., Taipei City, Taiwan (ROC)	886 2 23482 527	mhtzeng@mofa.gov.tw
Huang-chih	CHIANG	Dr.	Professor of Law	National Taiwan University Law	No.1, Sec. 4, Roosevelt Road, Taipei City, 10617, Taiwan	886 2 3366 8919	hcchiang@ntu.edu.tw

First name	Last name	Title Position	Organisation	Postal address	Tel	Email
Yi-Kun	LEE	Mr. Secretary	Overseas Fisheries Development Council of the Republic of China (OFDC)	3F., No. 14, Wenzhou St., Da'an Dist., Taipei City 106018, Taiwan (R.O.C.)	886 02 2368 0889 #154	davidlee@ofdc.org.tw
Po-Hsiang	LIAO	Mr. PhD. student	National Taiwan University Law	No.1, Sec. 4, Roosevelt Road, Taipei City, 10617, Taiwan	886 2 3366 8900	d12a21002@ntu.edu.tw
Li-Wen	HSU	Ms. Vice Chair of Committee	Taiwan Tuna Association	3F-2, No.2, Yu Kang Middle 1st Rd, Kaohsiung, Taiwan	886 7 84196 06	hwa.fish@msa.hinet.net
Kuan-Ting	LEE	Mr. Director General	Taiwan Tuna Association	3F-2, No.2, Yu Kang Middle 1st Rd, Kaohsiung, Taiwan	886 7 84196 06	simon@tuna.org.tw
Hsiu-Wan	CHEN	Ms. Section Chief	Taiwan Tuna Association	3F-2, No.2, Yu Kang Middle 1st Rd, Kaohsiung, Taiwan	886 7 84196 06	ann@tuna.org.tw

INDONESIA

Putuh	SUADELA	Mrs. Capture Fisheries Production Management Senior Officer of Directorate General of Capture Fisheries	Ministry of Marine Affairs and Fisheries, Republic of Indonesia	Jl. Medan Merdeka Timur No. 16, Jakarta, Indonesia 10110	62 2 1351 9070	putuhsuadela@gmail.com
Satya	MARDI	Mr. Capture Fisheries Production Management Senior Officer of Directorate General of Capture Fisheries	Ministry of Marine Affairs and Fisheries, Republic of Indonesia	Jl. Medan Merdeka Timur No. 16, Jakarta, Indonesia 10110	62 2 1351 9070	satyamardi18@gmail.com

JAPAN

Masahiro	AKIYAMA	Mr. Assistant Director	Fisheries Agency Government of JAPAN	1-2-1 Kasumigaseki, Chiyoda-city, Tokyo	81-3-3591-1086	masahiro_akiyama170@maf.go.jp
Hiroto	NAKAMOTO	Mr. Section Chief	Fisheries Agency Government of JAPAN	1-2-1 Kasumigaseki, Chiyoda-city, Tokyo	81-3-3591-1086	hiroto_nakamoto890@maf.go.jp
Tomohiro	KONDO	Mr. Deputy Director	Fisheries Division, Ministry of Foreign Affairs	2-2-1 kasumigaseki, chiyoda ward, Tokyo		tomohiro.kondo-2@mofa.go.jp

First name	Last name	Title	Position	Organisation	Postal address	Tel	Email
Tomoyuki	ITOH	Dr.	Chief Scientist	Fisheries Resources Institute, Japan Fisheries Research and Education Agency	2-12-4 Fukuura, Yokohama, Kanagawa 236-8648, Japan	81 45 788 7615	ito_tomoyuki81@fra.go.jp
Kiyoshi	KATSUYAMA	Mr.	SP Advisor	Japan Tuna Fisheries Co-operative Association	2-31-1 Eitai, Koto-ku, Tokyo 135-0034 Japan	81 3 5646 2382	katsuyama@japantuna.or.jp
Nozomu	MIURA	Mr.	Deputy Director	Japan Tuna Fisheries Co-operative Association	2-31-1 Eitai, Koto-ku, Tokyo 135-0034 Japan	81 3 5646 2382	miura@japantuna.or.jp
Daisaku	NAGAI	Mr.	Manager	Japan Tuna Fisheries Co-operative Association	2-31-1 Eitai, Koto-ku, Tokyo 135-0034 Japan	81 3 5646 2382	nagai@japantuna.or.jp
Shiho	YONEKUBO	Ms.	Advisor	Consul, Consulate-General of JAPAN in Busan	18, Gogwan-Ro, Dong-Gu, Busan, Republic of Korea, 48792		shiho.yonekubo@mofa.go.jp

NEW ZEALAND

Arthur	HORE	Mr	Chief Fisheries Analyst	Fisheries New Zealand	PO Box 53030, Auckland New Zealand 2022	64 9 820 7686	Arthur.Hore@mpi.govt.nz
Robert	GEAR	Dr	A/Director Fisheries Management	Fisheries New Zealand	PO Box 2526, Wellington 6140, New Zealand	64 21 534 036	Robert.Gear@mpi.govt.nz

REPUBLIC OF KOREA

Soobin	SHIM	Ms	Team Leader (RFMOs)	Ministry of Oceans and Fisheries	MOF, Government Complex Building 5, #94, Dasom 2-ro, Sejong, Korea	82 44 200 5333	sbin8shim@korea.kr
Ilkang	NA	Mr	Policy Officer & Multilateral Fisheries Negotiator	Ministry of Oceans and Fisheries	MOF, Government Complex Building 5, #94, Dasom 2-ro, Sejong, Korea	82 44 200 5377	ikna@korea.kr
Jooyeon	LEE	Ms	Policy Analyst	Ministry of Oceans and Fisheries	MOF, Government Complex Building 5, #94, Dasom 2-ro, Sejong, Korea	82 44 200 5369	sporyoun@korea.kr
Dong-hae	KWAK	Mr	Deputy Director	National Fishery Products Quality Management Service	337 Haeyang-ro, Youngdo-ku, Busan	82 51 400 5740	kdh086@korea.kr

First name	Last name	Title	Position	Organisation	Postal address	Tel	Email
Minkyung	KIM	Ms	Assistant Director	National Fishery Products Quality Management Service	337 Haeyang-ro, Youngdo-ku, Busan	82 51 400 5741	kyung91206@korea.kr
Suyoung	CHOI	Mr	Inspector	Fisheries Monitoring Center, Ministry of Oceans and Fisheries	638 Gijanghaean-ro, Gijang-eup, Busan, 46079, Republic of Korea	82 51 410 1410	fmc2014@korea.kr
Taerin	KIM	Ms.	Advisor	Fisheries Monitoring Center, Ministry of Oceans and Fisheries	638 Gijanghaean-ro, Gijang-eup, Busan, 46079, Republic of Korea	82 51 410 1410	sharak@korea.kr
Soomin	KIM	Ms	Policy Analyst	Korea Overseas Fisheries Cooperation Center	6th FL, S Building, 253, Hannuri-daero, Sejong, Republic of Korea	+82-44-868-7863	soominkim@kofci.org
Bong Jun	CHOI	Mr	Manager	Korea Overseas Fisheries Association	6th fl. Samho Center Bldg "A" 83, Nonhyeon-ro, Seochog-gu, Seoul, Korea	82 2 589 1613	bj@kosfa.org

SOUTH AFRICA

Saasa	PHEEHA	Mr.	Chief Director: Marine Resources Management	Department of Forestry, Fisheries and the Environment, South Africa.	Private Bag X2, Vlaeberg 8018, Cape Town South Africa	27 214 023 552	Spheeha@dfre.gov.za
Johan	DE GOEDE	Mr	Advisor	Department of Forestry, Fisheries and the Environment	P.O. Box 92, Saldanha Bay 7395	27 834 614 522	JdeGoede@dfre.gov.za
Aphiwe	NONKENEZA	Mr	Senior Administrative officer - Large Pelagic Fisheries	Department of Forestry, Fisheries and the Environment	Foretrust Building, Martin hammerschlagt way, Foreshore, Cape Town.	27 712 955 796	ANonkenez@dfre.gov.za

OBSERVERS

SEYCHELLES

Roy	CLARISSE	Mr	Principal Secretary	Department Of Fisheries	Republic of Seychelles	248 251 1725	rclarisse@gov.sc
-----	----------	----	---------------------	-------------------------	------------------------	--------------	------------------

AGREEMENT ON THE CONSERVATION OF ALBATROSSES AND PETRELS

Christine	BOGLE	Dr	Executive Secretary	ACAP Secretariat	119 Macquarie St, Hobart, Tas 7000, Australia	61 4 1913 5806	christine.bogle@acap.aq
-----------	-------	----	---------------------	------------------	---	----------------	-------------------------

First name	Last name	Title	Position	Organisation	Postal address	Tel	Email
BIRDLIFE INTERNATIONAL							
Stephanie	BORRELLE	Dr	Pacific Marine Coordinator	BirdLife International	205 Glengarry Road, Auckland, New Zealand 0602	64 211 362 531	Stephanie.Borrelle@BirdLife.org
Yasuko	SUZUKI	Dr	Senior Marine Specialist	BirdLife International	1-13-1 Nihonbashi Kakigaracho, Chuo City, Tokyo, 131-0014 Japan	81 3 6206 2941	yasuko.suzuki@birdlife.org
HUMANE SOCIETY INTERNATIONAL							
Nigel	BROTHERS	Mr	Marine Ecology and Technology Consultant	Humane Society International - Australia	178 South Arm Drive, Wonga Beach, 4873, QLD, Australia	61 4 2967 4142	brothersbone1@gmail.com
PEW CHARITABLE TRUSTS							
Alyson	KAUFFMAN	Ms	Principle Associate	Pew Charitable Trusts	901 E St NW Washington DC 20004	1 202 540 6756	akauffman@pewtrusts.org
INTERPRETERS							
Kumi	KOIKE	Ms					
Yoko	YAMAKAGE	Ms					
Kaori	ASAKI	Ms					
CCSBT SECRETARIAT							
Dominic	VALLIERES	Mr	Executive Secretary				dvallieres@ccsbt.org
Akira	SOMA	Mr	Deputy Executive Secretary				asoma@ccsbt.org
Colin	MILLAR	Mr	Database Manager	CCSBT Secretariat	PO Box 37, Deakin West ACT 2600 AUSTRALIA	61 2 6282 8396	cmillar@ccsbt.org
Susie	IBALL	Ms	Compliance Manager				siball@ccsbt.org
Ross	WANLESS	Dr	Seabird Project Manager				rwanless@ccsbt.org

議題
第 18 回遵守委員会会合
2023 年 10 月 5－7 日
韓国、釜山

1. 開会
 - 1.1. 歓迎の辞
 - 1.2. 議題の採択
 - 1.3. 会議運営上の説明
2. **CCSBT 保存管理措置の遵守状況の概要**
 - 2.1 事務局からの報告
 - 2.2 遵守政策ガイドライン 5（CPG5）の運用
 - 2.2.1 CPG5 に基づき受領した通知に関する報告
 - 2.2.2 予定されている CPG5 のレビュー
 - 2.2.3 オブザーバー不在で行われた洋上転載及びメンバーによってとられた措置に関する報告
 - 2.3 メンバーからの年次報告
 - 2.4 CCSBT 管理措置の遵守状況の評価
 - 2.4.1 メンバーの遵守状況
 - 2.4.2 是正措置政策の適用
3. 遵守専門作業部会（TCWG）からの報告
4. 遵守行動計画（CAP）
5. 電子モニタリング（EM）／システムに関する検討
6. CCSBT 措置の運用状況：課題及びアップデート
7. **CCSBT の政策及び決議のレビュー及び改正**
 - 7.1 CCSBT 是正措置政策（CPG3）のレビュー
 - 7.2 転載決議
 - 7.2.1 決議の強化
 - 7.2.2 インドネシアによる転載に関する提案
8. **CCSBT 遵守計画の実施**
 - 8.1 品質保証レビュー（QAR）
 - 8.2 市場
 - 8.2.1 日本による市場提案に関するアップデート
 - 8.2.2 標識調査データの解析
 - 8.3 常設議題項目

9. CCSBT とその他機関との遵守関係のアップデート

10. 試行的 eCDS の開発状況

11. 海鳥措置の実施の強化に関するプロジェクト

12. 2024 年の作業計画

13. その他の事項

14. 拡大委員会に対する勧告

15. まとめ

15.1 会合報告書の採択

15.2 閉会

文書リスト
第 18 回遵守委員会会合

(CCSBT-CC/2310/)

1. Provisional Agenda
2. List of Participants
3. List of Documents
4. (Secretariat) Compliance with CCSBT Management Measures (Rev.1)
(CC agenda items 2.1, 2.4.1, 2.4.2)
5. (Secretariat) Annual Report on Members' implementation of ERS measures and performance with respect to ERS
(CC agenda item 2.1)
6. (Secretariat) Review of Implementation of Indonesia's and South Africa's Corrective Actions
(CC agenda item 2.4.2)
7. (Secretariat) CCSBT High Level Guiding Principles for EM/S
(CC agenda item 5)
8. (Secretariat) Operation of CCSBT MCS Measures (Rev.1)
(CC agenda items 2.2.2, 2.2.3, 6)
9. (Secretariat) Proposed Draft Revised CCSBT Authorised Vessel Resolution
(CC agenda item 6)
10. (Secretariat) Review of Corrective Actions Policy (Compliance Policy Guideline 3)
(CC agenda item 7.1)
11. (Secretariat) Development of a Revised Strengthened CCSBT Transshipment Resolution
(CC agenda item 7.2.1)
12. (Secretariat) Potential Future Options for CCSBT's Quality Assurance Review (QAR) Programme
(CC agenda item 8.1)
13. (Secretariat) Secretariat's analyses for Japan's Market Proposal related items
(CC agenda item 8.2.2)
14. (Secretariat) Potential Non-Member Fishing Activity/Trade & Trade Summaries
(CC agenda item 8.3)
15. (Secretariat) Update on CCSBT's Compliance Relationships with Other Bodies and Organisations
(CC agenda item 8.3, 9)

16. (Secretariat) Progress Update on the CCSBT's Trial eCDS Project
(CC agenda item 10)
17. (Secretariat) Update on Seabird Project to Enhance the Implementation of Seabird Measures
(CC agenda item 11)
18. (Indonesia) A Proposal for Amendment of Resolution on Establishing a Program for Transshipment by Large-Scale Fishing Vessels
(CC agenda item 7.2.2)
19. (Japan) Update on the work in relation to annual verification with CDS data and different data sets
(CC Agenda item 8.2.1)
20. (Japan) Improvement of the estimation of Japanese southern bluefin tuna catch based on market statistics and research data (Rev.1)
(CC Agenda item 8.2.1)

(CCSBT-CC/2310/SBT Fisheries -)

Australia	Annual Report to the Compliance Committee and the Extended Commission
European Union	Annual Report to the Compliance Committee and the Extended Commission
Indonesia	Annual Report to the Compliance Committee and the Extended Commission
Japan	Annual Report to the Compliance Committee and the Extended Commission
Korea	Annual Report to the Compliance Committee and the Extended Commission
New Zealand	Annual Report to the Compliance Committee and the Extended Commission
South Africa	Annual Report to the Compliance Committee and the Extended Commission
Taiwan	Annual Report to the Compliance Committee and the Extended Commission

(CCSBT-CC/2310/Info)

1. (Secretariat) Discussion Paper on Electronic Monitoring (EM) and Associated System
(CC Agenda item 5)

2. (BirdLife International) Global prevalence of setting longlines at dawn highlights bycatch risk for threatened albatross
(CC Agenda item 2.1)
3. (Pew Charitable Trust) Approached to evaluate and strengthen RFMO compliance processes and performance – A toolkit and recommendations
(CC Agenda item 7.1 and 8.3)

(CCSBT-CC/2310/Rep)

1. Report of the Twenty-Eighth Meeting of the Scientific Committee (August/September 2023)
 2. Report of the Sixth Meeting of the Strategy and Fisheries Management Working Group (July 2023)
 3. Report of the Twenty-Ninth Annual Meeting of the Commission (October 2022)
 4. Report of the Seventeenth Meeting of the Compliance Committee (October 2022)
 5. Report of the Twenty-Seventh Meeting of the Scientific Committee (August/September 2022)
 6. Report of The Fourteenth Meeting of the Ecologically Related Species Working Group (March 2022)
 7. Report of the Twenty-Eighth Annual Meeting of the Commission (October 2021)
 8. Report of the Sixteenth Meeting of the Compliance Committee (October 2021)
-

(Documents to be discussed from the 4th Technical Compliance Working Group)¹

(CCSBT-TCWG/2310/)

4. (Secretariat) Review of Compliance Risks & Proposed Action Items for Input into the Compliance Action Plan

(CCSBT-TCWG/2310/info)

1. (Secretariat) CCSBT Compliance Plan
2. (Secretariat) Draft Strategic Plan for the Commission for the Conservation of Southern Bluefin Tuna 2023 - 2028

¹ メンバーが遵守委員会（CC）会合において検討する可能性がある TCWG 会合文書。これらの文書に対する再度の文書番号の付与は行わない。

インドネシアによる 2023 年の漁獲量を TAC 内に維持するための作業計画

番号	活動	説明	機関／関係者	期間	アップデートの説明
1	国別クォータの配分に関する国内政策	インドネシア政府は、SBT クォータを漁業団体に対して割り当て、漁業団体がそれぞれのメンバーに対してクォータを配分する。	DGCF-MMAF	2015 年以降	インドネシア政府は、SBT クォータを漁業団体に対して割り当て、漁業団体がそれぞれのメンバーに対してクォータを配分する。 漁獲割当の国内的な分配の法的根拠は、2022 年 4 月 25 日付 2022 年漁業総局令第 17 号である。
2	CDS アプリケーションシステム	クォータ期間を導入し、インドネシア CDS システムの下に翌年の過剰漁獲を防止する。	DGCF-MMAF	2015 年以降	- クォータ期間を導入し、インドネシア CDS システムの下に翌年の過剰漁獲を防止する。インドネシア政府は、次の収穫年の開始前に、団体及び漁業会社に対して漁獲能力削減について情報提供している。 - 各漁業会社のクォータの 80 % に達した時点で警報システムが発動する。
3	オブザーバーカバー率	オブザーバーカバー率を改善する。	DGCF, RITF 及びまぐろ漁業協会	2020 - 2022 年	2020 年に観察されたはえ縄漁船は 2 隻であった。 2021 年に観察されたはえ縄漁船は 4 隻であった。 2022 年に観察されたはえ縄漁船は 9 隻であった。
4	早期警鐘システム	過剰漁獲を回避するため、早期警鐘システムとして、漁業団体及び漁業会社に対して SBT の漁獲状況を定期的に通知する。漁獲クォータ／船舶に対する報奨及び制裁を適用する。	DGCF 及びまぐろ漁業協会	2021 - 2023 年（第 1 四半期に開始）	- DGCF は、クォータ保持者に対して、四半期ごとに定期的な情報通知を行うための早期警報システムを導入している。 - 過剰漁獲を回避するため、DGCF は、SBT 漁獲量が上限の 90 % に達した／近づいた時点で追加的な通知レターを発出している。また、漁期の残り期間における

					SBT の漁獲の削減／停止や漁獲水準の日別情報のリマインドを行っている。
5	標識装着の管理	漁港での標識装着を削減する。	DGCF 及びまぐろ漁業協会	2021－2023 年	- 港での標識装着に関する規定にかかるまぐろ漁業団体やクオータを保有する漁業会社への定期的な情報発信による港内での標識装着活動の低減。 - 漁船は漁業の操業開始前に船上に標識を持ち込んだ。
6	電子ログブック	総トン数 30 トン以上の LL 漁船では義務、総トン数 30 トン未満では任意となっている電子ログブックの実施を改善する。	DGCF 及びまぐろ漁業協会	2019 年以降	2019 年には 221 隻のインドネシア漁船が CCSBT 許可船舶記録に掲載され、そのうち 84 隻（総トン数 30 トン以上）が電子ログブックを導入している。 2020 年には 250 隻のインドネシア漁船が CCSBT 許可船舶記録に掲載され、そのうち 174 隻（総トン数 30 トン以下が 23 隻、30 トン以上が 151 隻）が電子ログブックを導入している。 2021 年には 265 隻のインドネシア漁船が CCSBT 許可船舶記録に掲載され、そのうち 224 隻（総トン数 30 トン以下が 50 隻、30 トン以上が 174 隻）が電子ログブックを導入している。 2022 年には 273 隻のインドネシア漁船が CCSBT 許可船舶記録に掲載され、そのうち 223 隻（総トン数 30 トン以下が 48 隻、30 トン以上が 175 隻）が電子ログブックを導入している。
7	電子モニタリング	支援／運搬船及び総トン数 100 トン以上のはえ縄漁船に対する電子モニタリング	DGCF 及びまぐろ漁業協会	2021 - 2023	- 運搬船に対しては電子モニタリングが義務付けられている。 - 漁船に対する電子モニタリングは義務付けられていない。総トン数 100 トン以上のはえ縄漁船に対する任意で電子モニタリングを導入する計画は、予算上の制約からまだ実施されていない。

8	漁業海域別の漁獲量解析	SBT が領海、群島海域、インドネシア EEZ 又は公海のいずれで漁獲されたのかを特定するための SBT 漁獲物に関するデータ解析。データ解析は、CDS、漁業ログブック、電子モニタリング及び VMS データといった様々なデータを重ね合わせて実施される。	DGCF, RITF	2022 年	- SBT が領海、群島海域、EEZ 又は公海のいずれで漁獲されたのかを特定するための SBT 漁獲物に関するデータ解析にかかる文書を作成した。データ解析は、CDS、漁業ログブック及び VMS データといった様々なデータを重ね合わせて実施される。当該文書は ESC 27 に提出された。 - 更新文書を CC 17 に提出した。
9	市場取引データ	全ての市場データソースの統合	DGCF, DGPCMF, AFQ, PUSDATIN, 統計局、税関	2021 年	MMAF は、インドネシア統計局及びインドネシア税関を含む国内の輸出まぐろデータの関係機関との協議を行っている。協議の結果については文書として CC 16 に提出した（COMTRADE とインドネシア CDS データとの間の不調和に関するさらなる調査）
10	まぐろはえ縄漁船に対する漁業改善計画（FIP）	- オブザーバーカバー率の改善 - データ収集の改善 - ERS の混獲緩和 - 政府が取締りを行うまぐろはえ縄漁業に関する規制の遵守の改善 - 遵守を確保するための漁業業界に対するトレーニング及び／又は注意喚起活動の実施	まぐろ漁業協会	2021 – 2023 年	- まぐろはえ縄に関する FIP は、SBT を漁獲する漁船又は CCSBT 登録漁船に限定されたものではない。 2022 年には 339 隻のはえ縄漁船が当該 FIP のメンバーとなった。 2022 年 6 月には、全ての FIP メンバーがデータ収集を改善する取組の一環として電子ログブック記録に関するブリーフィングに参加した。 2022 年には 22 隻の FIP メンバーに対して合計 22 名のオブザーバーが乗船した。漁業資源管理局（DFRM）と水産研究機構及び国家研究革新庁の科学者との協力の下にオブザーバーによるデータ及び情報が解析され、インドネシアまぐろはえ縄漁業から得られた ETP を含

					む混獲報告書案が作成された。2022 年の洋上転載の監視については、IOTC 海域において 14 隻の運搬船（いずれも FIP メンバー）が洋上転載を実施し、IOTC 決議の下に乗船国内オブザーバーにより 100 % 監視された。オブザーバーは、漁獲対象種及び混獲種の両方の漁獲物を検証した。またこのモニタリングにより、絶滅危惧種、危急種及び保護種が漁獲された場合の保存行動及び緩和にかかる管理措置の遵守が確保された。 • 2023 年 6 月には、漁業資源管理局は漁船及び運搬船オブザーバーを対象とした技術調整会議（RAKOPTEK）を開催した。
--	--	--	--	--	---

注記：

MMAF = 海洋水産省

DGCF = 捕獲漁業総局

DGMFRS= 海洋水産資源取締総局

DGSCMFP= 海洋水産製品競争力総局

DGFQ= 水産物検疫・品質管理・安全総局

PUSDATIN = MMAF 海洋水産省インドネシア統計局データ・統計・情報センター

DFRM = 漁業資源管理局

RITF = MMAF 海洋水参照まぐろ漁業研究所

ATLI = インドネシアはえ縄まぐろ協会

CCSBT における電子モニタリング／システムに関する ハイレベル指針

CCSBT における定義 Error! Bookmark not defined.

電子モニタリング (EM) :

漁船の活動の記録を目的として、全地球測位システム (GPS) にリンクした映像技術 (センサーを含み得る) を用いる電子機器を使用すること。

電子モニタリングシステム (EMS) :

EM 記録の収集、送信及びレビュー、EM データの報告及び EM プログラムの実施を目的とする、船舶及び陸上コンポーネントで構成されるシステム。

EM/S の主な目的

EM/S の使用は任意であり、これを使用する場合、EM/S は人によるオブザーバー計画を補完又は補足することができる。

CCSBT における EM/S は、他の関連する地域漁業管理機関 (RFMO) において利用されている EM/S との互換性を有するべきである。

将来的にメンバーが合意した場合には、CCSBT における EM/S データ及び情報は、CCSBT 保存管理措置 (CMM) にかかるメンバーの遵守状況の評価及び報告を支援するために使用される可能性がある。このことは、メンバーが CCSBT 保存管理措置の遵守を支援するために EM/S データ及び情報を独自に使用することを妨げるものではない。

EM/S は、CCSBT 科学オブザーバー計画規範 (SOPS) が定めるとおり、科学オブザーバーカバー率要件の履行に寄与する形で使用することができる。

EM/S が利用可能である場合、EM/S により収集されたデータ及び情報は、少なくとも人によるオブザーバーにより収集されるデータ及び情報と同等の頑健性を有するべきである。

EM/S は、全ての SBT 漁業活動横断的に使用することができる。

情報の目標

EM/S は、主要なデータ収集ツールとして、及び／又はその他の手段により収集されたデータを検証するために使用することができる。

データのレビューに関する目標

EM 映像記録のレビューは、CCSBT SOPS が定義する代表性を有するべきである。

陸上の科学オブザーバー／解析担当者は以下を満たすべきである。

- 洋上科学オブザーバーと同等の資格を有し、及びトレーニングを受けていること。
- CCSBT SOPS が定義する独立性及び信頼性にかかる要件を満たしていること。

CCSBT における EM/S の文脈において人工知能（AI）の適用可能性が実証された場合には、AI の使用を検討することができる。

セキュリティ、プライバシー及び守秘義務

EM/S 及び当該システムにより収集された情報及びデータは、改ざん不能なものでなければならない。

メンバーは、EM/S により収集された情報を任意に共有することができる。EM/S 情報の共有は、CCSBT 機密保持規定に従って実施されるものとする。

みなみまぐろ漁業許可船の CCSBT の記録に関する決議
(第 30 回委員会年次会合 (2023 年 10 月 12 日) において改正)

みなみまぐろの保存のための拡大委員会は、

「違法、無規制、無報告漁業 (IUU) 及び 24 メートル以上のみなみまぐろ漁業許可船の CCSBT の記録の設定に関する決議」(以下「原決議文」と言う) が、2003 年の第 10 回年次会合で採択されたことに留意し、

CCSBT のこの原決議文では対象とならない非加盟国の 24 メートル未満の漁船によるみなみまぐろの漁獲が相当量あることにさらに留意し、

IUU 漁業活動を阻止するために早急に包括的な対策をとる必要性を考慮し、

拡大委員会が、2013 年に「みなみまぐろ (SBT) に関する違法、無報告、無規制漁業活動への関与が推測される船舶のリストの設立に関する決議」を採択したことを考慮し、

輸入国にとって生鮮まぐろ製品の効果的な検査体制の確立の技術的な困難性を認識し、

CCSBT 条約第 8 条 3 (b) に従い、次のとおり合意する。

1. 締約国、拡大委員会のメンバー及び協力的非加盟国は、次を行わなければならない。
 - a. 自国の登録下にあるすべての船舶がみなみまぐろの IUU 漁業活動を行わないよう確保する。
 - b. 関連の法律と合致したかたちで、IUU 漁獲を防止、抑止、根絶するためのあらゆる可能な行動をとる。
 - c. みなみまぐろに関する IUU 漁業の問題の進捗状況、及び定期的に必要とされるさらなる措置の採択を含めた、自国の IUU 措置の実施状況をレビューする。
2. 拡大委員会は、みなみまぐろを漁獲する許可を受けた漁船 (以下「漁船」又は「FVs」という) の CCSBT の記録を設立し、保持する。この勧告の目的のために、この記録に記載されない漁船は、漁船の大きさに関わらず、みなみまぐ

ろを漁獲し、船上に保持し、転載し、又は水揚げする許可を有していないものと見なされる。

3. メンバー及び協力的非加盟国は、許可漁船の CCSBT の記録における以下の区分の漁船に対して、IMO ナンバーの発行を受けさせるよう確保するものとする。

- SBT を漁獲することを許可された当該国の旗を掲げる全ての漁船(ただし木造船及びファイバーグラス船を除く)であって、かつその大きさが総トン数 100 トン以上である全ての漁船
- 2021 年 1 月 1 日以降にあっては、SBT を漁獲することを許可された当該国の旗を掲げる木造船及びファイバーグラス船であって、かつその大きさが総トン数 100 トン以上である漁船
- 2022 年 1 月 1 日以降にあっては、総トン数 100 トン未満かつ全長 (LOA) 12 メートルを下限とする全ての船内機船であって、旗国の管轄外の水域において操業することを許可された漁船

4. 拡大委員会のメンバー (以下「メンバー」という) 及び協力的非加盟国は、みなみまぐろの漁獲を許可された自国旗を掲げる漁船のリストを、電子的手段により、事務局長に提出しなければならない。2024 年 1 月 1 日以降¹、このリストには、次の情報を含まなければならない。

- IMO ナンバー (該当する場合)
- 船舶の名称、登録番号
- 以前の名称 (該当する場合)
- 以前の船籍国 (該当する場合)
- 他の登録からの抹消に関する過去の詳細 (該当する場合)
- 国際無線信号符字 (該当する場合)
- 船舶の形態、船体の全長、登録総トン数 (GRT)
- 所有者の氏名、住所
- 操業者の指名、住所
- 使用漁具
- 漁獲ないし転載が認められた許可期間
- 船舶の冷凍能力²の有無 (有又は無)
- 船舶の国家管轄外の水域での操業許可の有無 (有又は無)

メンバー及び協力的非加盟国は、このパラグラフに基づき、船舶のリストを初

¹ すなわち、2024 年 1 月 1 日時点において CCSBT 許可船舶リストに掲載されている全ての船舶、及び 2024 年 1 月 1 日以降の全ての新規許可漁船に関して、列記した全ての情報が提供されなければならない。

² 摂氏-30 度以下で 500 キログラム以上の SBT を保持する能力を有する冷凍庫を備えている場合、当該漁船は冷凍能力を備えているものとみなされる。

めに提出する場合、どの船舶が新規に追加されたか、また、事務局長に提出されたリストに現在掲載されている船舶の代船を意味するかを示さなければならない。当初の CCSBT の記録は、このパラグラフに従い提出されたすべてのリストからなる。

5. メンバー及び協力的非加盟国は、当初の CCSBT 記録の設立の後、当該記録への追加、削除、修正については、このような変更が生じた際に速やかに事務局長に通知しなければならない。

6. 事務局長は、CCSBT の記録を保持し、メンバー及び協力的非加盟国が留意した機密性の要件と合致したかたちで、CCSBT のウェブサイトへの掲載を含めた電子的手段を通じて、記録の広報を行うためのあらゆる措置を講じなければならない。

7. 記録に記載された船舶の旗国であるメンバー及び協力的非加盟国は、次を行わなければならない。

- a) 自国の漁船が CCSBT 条約及びその保存・管理措置に基づく要件と責任を遂行できる場合にのみ、自国の漁船にみなみまぐろを漁獲する許可を与える。
- b) 自国の漁船が関連するすべての CCSBT の保存・管理措置を遵守することを確保するために必要な措置を講ずる。
- c) CCSBT の記録に掲載されている自国の漁船が、有効な船舶登録証書並びに漁獲及び/又は転載のための有効な許可証を船上に保持することを確保するために必要な措置を講ずる。
- d) 当該船舶が IUU 漁業活動の経歴を有する場合、船主は当該船舶が二度とそのような活動に従事しないことを示す十分な証拠を提供したことを確認する。
- e) CCSBT の記録に掲載されている漁船の所有者及び操業者が、CCSBT の記録に掲載されていない漁船によるみなみまぐろの漁業活動に従事又は関与していないことを、国内法で可能な範囲で確保する。
- f) 規制又は懲罰的措置が効果的にとられるように、CCSBT の記録に掲載されている漁船の所有者が、旗国であるメンバー及び協力的非加盟国内の市民又は法人であることを確保するために、国内法で可能な範囲で必要な措置を講ずる。

8. メンバー及び協力的非加盟国は、懲罰的及び制裁的行動を含めパラグラフ 7 に従ってとられた自国内の行動及び措置を検討し、情報開示に関する国内法と合致したかたちで、遵守委員会の各会合に対して、検討の結果を報告する。遵

守委員会はそのような検討の結果を考慮し、適切な場合には、CCSBT の記録に掲載されている漁船の旗国であるメンバー及び協力的非加盟国に、当該船舶による CCSBT の保存・管理措置の遵守を向上させるさらなる行動を行うよう要請する。

9. a) メンバー及び協力的非加盟国は、適用可能な国内法に基づき、CCSBT の記録に掲載されていない漁船によるみなみまぐろの漁獲、船上保持、転載及び水揚げを禁止するための措置を講じる。

b) CCSBT の漁獲証明制度に関する CCSBT の保存管理措置の効果を次により確保する。

- i) 旗国であるメンバー及び協力的非加盟国は、CCSBT の記録に掲載されている漁船についてのみ、CDS 文書を確認しなければならない。
- ii) メンバー及び協力的非加盟国は、漁船によって漁獲されたみなみまぐろが、その管轄内で転載、国産品としての水揚げ、輸出、輸入又は再輸出される際、CCSBT の記録に掲載された船舶について確認された CDS 文書を伴うことを求めなければならない。
- iii) メンバー及び協力的非加盟国は、CDS 文書の偽造又は誤記載が発生しないよう協力しなければならない。

10. メンバー及び協力的非加盟国は、CCSBT の記録に掲載されていない漁船がみなみまぐろの漁獲及び/又は転載に従事していると疑うに足る合理的な根拠がある場合は、事実関係を事務局長に通知しなければならない。

11. パラグラフ 9 で言及された船舶がメンバー及び協力的非加盟国の旗を掲げている場合、事務局長は、当該メンバー及び協力的非加盟国に対し当該船舶がみなみまぐろを漁獲することを防ぐために必要な措置を講ずるよう要請する。

12. 拡大委員会及び関係するメンバー及び協力的非加盟国は、相互に連絡し、FAO 及びその他関連する地域漁業管理機関とともに、他の海域における他のまぐろ資源に対する悪影響を避けるために、適宜同様の性格の記録の設定を含め、実行可能な場合には、適切な措置を策定し実施する上で最善の努力を尽くす。そのような悪影響とは、IUU 漁船のみなみまぐろ漁獲から他の漁業へのシフトから生ずる過剰漁獲の圧力も含まれる。

13. 拡大委員会がパラグラフ 9 に記された措置の実施を決定する前に、拡大委員会及びメンバーは、この決議について通知し協議を行うためすべての関連国と連絡をとり、この決議に適応するための十分な時間を与える。また、拡大委員会及びメンバーは、非締約国がメンバー又は協力的非加盟国となるよう引き続き奨励する。

14. 本決議によって、「違法、無規制、無報告漁業（IUU）及び 24 メートル以上のみなみまぐろ漁業許可船の CCSBT の記録の設定に関する決議」及び過去の全ての「みなみまぐろ漁業許可船の CCSBT の記録に関する決議」は破棄される。

大型漁船の転載に対する計画創設に関する決議

(第30回委員会年次会合 (2023年10月12日) において改正)

みなみまぐろ保存委員会 (CCSBT) は、

違法、無規制、無報告 (IUU) 漁業活動が、CCSBT によって採択された保存管理措置の有効性を阻害することから、その根絶の必要性を考慮し、

組織的なまぐろロンダリング活動が行われ、IUU 漁船による相当数の漁獲物が正式に許可された漁船の名の下に転載されてきたことに、**重大な関心**を表し、

それゆえに、大型漁船の水揚げ物の管理を含め、転載行為の監視を確実にするという**必要性**を意図し、

CCSBT 漁獲証明制度 (CDS) の完全性を維持する必要性に**考慮**し、転載が遵守上のリスクを増している分野の一つであることを認識し、

みなみまぐろ (SBT) 資源の科学的評価及び漁獲証明制度と合わせた SBT 製品の追跡の改善のため、かかる大型まぐろ漁船から SBT の漁獲データを収集することの必要性を**考慮**し、

CCSBT 条約第 8 条パラグラフ 3 (b) に従い、次のとおり合意した。

セクション 1. 総則

用語

1. この決議の適用上、

- (a) 「LSTLV」は、冷凍能力を備えたまぐろはえ縄漁船をいう。
- (b) 「運搬船」は、LSTLV から転載される SBT を受けとる全ての船舶をいう。
- (c) 「冷凍能力」：摂氏－30 度以下で 500 キログラム以上の保持能力を有する冷凍庫を備えている場合、当該漁船は冷凍能力を備えているものとみなされる。
- (d) 「みなみまぐろ」又は「SBT」とは、みなみまぐろ又はみなみまぐろに由来する魚の製品をいう。

2. 「LSTLVs」に関する洋上転載を監視するための計画下にある場合を除き、全ての LSTLV による SBT の転載活動は、港¹内で行われなければならない。メンバー又は CNM が、自国 LSTLV による洋上転載を認める場合には、かかる転載は本決議のセクション 2、3 及び 5、及び付属書 I 及び II に定義された手続きに従い実施されなければならない。

3. メンバー及び協力的非加盟国 (CNMs) は、港内において SBT が転載される際、当該国の旗を掲げる LSTLVs が、本決議のセクション 2、4 及び 5 及び付属書 I に定められた義務を遵守するよう確保するため、必要な措置を講じなければならない。

セクション 2. SBT の転載を受けとることを認められた運搬船の記録

4. 事務局長は、LSTLVs から洋上又は港内において SBT を受けとることを認められた運搬船について、CCSBT 記録を創設し、これを維持しなければならない。本決議の目的のため、記録にない運搬船は、転載活動における LSTLVs からの SBT の受けとりを認められていないものとみなされる。

メンバー及び CNM は、以下を確保しなければならない。

- a) 他の RFMO により許可されなかった運搬船に許可を与えないこと
- b) 他の RFMO の IUU 船舶リストに掲載されている運搬船に許可を与えないこと

5. メンバー及び CNM は、CCSBT 事務局長に対し、可能であれば電子媒体にて、LSTLVs から転載物を受けとることを認められた運搬船のリストを遅滞なく提出しなければならない。各メンバーは、運搬船のリストへのあらゆる追加、削除及び/又はあらゆる改変といった変更が生じた時点で、事務局長に対し、速やかにこれを通知しなければならない。当該リストは以下の情報を含まなければならない。

- 1 船籍
- 2 CCSBT 記録番号 (該当する場合)
- 3 IMO ナンバー
- 4 船名、船舶登録番号
- 5 過去の船名 (該当する場合)
- 6 過去の船籍 (該当する場合)
- 7 他の登録からの削除の詳細 (該当する場合)
- 8 国際信号符字
- 9 船舶の種類、長さ、総トン数 (GT) 及び積載能力
- 10 船主及びオペレーターの氏名及び住所
- 11 転載を許可された期間

¹ 港には、(FAO 寄港国措置協定の定義のとおり) 水揚げ、転載、梱包、加工、給油又は補給のための海上ターミナル及びその他の施設を含む。

6. 事務局長は、CCSBT 運搬船記録を維持し、メンバー及び CNM の船舶に関し通知された機密保持の要件に合致した方法で、CCSBT ウェブサイトへの掲載を含む電子的手段を通じて、当該記録の周知を行うための措置を講じなければならない。

7. メンバー及び CNM により洋上及び港内転載を認められた運搬船は、*CCSBT 漁船監視システムに関する決議*（2017 年）を含む全ての適用される CCSBT の決議及び決定、全ての将来の修正を含む今後の全ての決議に従って運用されている漁船監視システム（VMS）を稼働状態で搭載していることが要求されなければならない。

8. 洋上及び港内転載を行う LSTLVs は、*CCSBT の漁船監視システムに関する決議*（2017 年）、及び全ての将来の修正を含む今後の全ての決議に従って、VMS の搭載と稼働が要求されなければならない。

港内検査

9. 港内検査の最低基準を定めた CCSBT 措置に関する決議に基づき、寄港国であるメンバー及び CNM は、(a) 疑わしい状況下において説明なしに AIS/VMS 信号が消失している及び／又は不審な挙動を示している運搬船、並びに (b) CCSBT 許可船舶ではなく SBT が船上に保持されていることを検証することができない運搬船に対する港内検査を優先するべきである。港内での転載活動の検査には、転載の全過程の監視、転載された SBT の数量と漁船のログブックにおいて報告された数量との突合、及び漁船の旗国であるメンバー／CNM により発行された港内転載を実施するための事前許可のレビューを含むべきである。

積載物の分離

10. SBT の転載物を受けとる許可運搬船は、転載される SBT を漁船別に分離して積載し、また船倉内における船舶別の SBT の数量と位置を示す積載計画を策定することが義務付けられるものとする。検査官から要求された場合、運搬船の船長は、検査官に対して当該積載計画を提出するものとする。

セクション 3. SBT の洋上における転載監視計画

11. 委員会は、LSTLVs 及び洋上においてそれら漁船から転載物を受ける権限を付与された運搬船にのみ適用される SBT の洋上転載監視のための計画を策定する。

12. メンバー及び CNM は、自国 LSTLVs の洋上転載を認めるか否かを決定しなければならない。

13. SBT が付属書 IV に掲げるインドネシア船籍木造運搬船に洋上で転載される場合、インドネシアは、同メンバーの国内オブザーバーを利用してパラグラフ 26 の要件を履行することができる。

14. インドネシアは、CCSBT 及び IOTC の両事務局に対し、CCSBT 及び IOTC の各転載決議により求められる全てのデータ及び文書の写しを定められた期限内に直接提供するものとする。提供される情報には、転載オブザーバーに関する情報、通知及び報告書（報告書には、その基準及び内容について、IOTC の独立 ROP 請負業者により現在作成及び提供されているものと同等の報告を含むべきである）を含むものとする。

15. パラグラフ 13 の規定は二年間のトライアルと見なされ、2023 年 11 月 1 日に開始され 2025 年 10 月 31 日に終了する。2024 年に当該トライアルのパフォーマンスにかかる独立的なレビューを提供することを目的とする品質保証レビュー（QAR）を実施し、その結果は CC 20 に対して提示される。当該 QAR は CCSBT の資金により実施される。CC 20 は、当該 QAR に加え、IOTC からの助言、並びに CCSBT における既存の転載に関する義務の履行状況についても検討するものとする。

16. 付属書 IV に掲げる木造運搬船のいずれかが交替する場合、代替する船舶の材質が木造であって、かつ積載量又は魚倉の容積が代替される船舶を超えない場合に限り、交替が許可される。この場合、代替される木造船舶に対する許可は直ちに取消される。

17. メンバー及び CNM の主権の及ぶ水域における LSTLVs による転載は、関係沿岸国又は漁業主体の事前許可が条件となる。沿岸国又は漁業主体の事前許可の原本又は写しが LSTLV 上に保持され、及び CCSBT オブザーバーが要請した際に利用可能な状態にしておかなければならない。

18. メンバー及び CNM は、自国に置籍する LSTLVs がパラグラフ 19 及び 27 の条件に従うことを確保するため、必要な措置を講じなければならない。

船籍が置かれる国又は漁業主体の許可

19. LSTLVs は、船籍が置かれる国/漁業主体の事前許可を得ないかぎり、洋上における転載は認められないものとする。事前許可の原本又は写しが LSTLV 上に保持され、及び CCSBT オブザーバーが要請した際に利用可能な状態にしておかなければならない。

通知義務

漁船：

20. パラグラフ 19 の事前許可を受けるにあたり、LSTLV の船長及び/又は船主は、その旗国又は漁業主体に対し、予定している転載の少なくとも 24 時間前に以下の情報を通知しなければならない。

- a) LSTLV の船名、CCSBT 許可船舶リストにおける番号及び IMO ナンバー
- b) 運搬船の船名及び洋上において転載物を受けとることを認められた運搬船の CCSBT 記録における番号及び IMO ナンバー

- c) 転載されるトン数及び製品のタイプ²（既知の場合は種別）
- d) 転載の日時及び位置
- e) SBT 漁獲の地理的位置

21. 当該 LSTLV の船長及び／又は船主は、旗国である国又は漁業主体、及び適切な場合は沿岸国又は漁業主体に対し、転載後 5 営業日以内に、**付属書 I** に定められた様式に従い、CCSBT 転載申告書を作成し、送付しなければならない。

運搬船：

22. 運搬船の船長は、転載開始前に、当該 LSTLV が CCSBT の洋上転載監視計画（**付属書 II** パラグラフ 14 の費用の支払いを含む）に参加しており、パラグラフ 19 の旗国である国又は漁業主体による事前許可を得ていることを確認しなければならない。運搬船の船長は、このような確認なしにいかなる転載も開始してはならない。

23. 運搬船の船長は、CCSBT 事務局及び LSTLV の旗国であるメンバー又は CNM に対し、転載終了後 24 時間以内に、洋上において転載物を受けとることが認められている運搬船にかかる CCSBT 記録の番号とともに、CCSBT 転載申告書を作成し、送付しなければならない。事務局は、受領した全ての転載申告書を LSTLVs の旗国又は CNM に対して四半期毎に送付するとともに、旗国又は CNM は、受領済みの転載申告書に照らしてこれらを照合するものとする。

24. 運搬船の船長は、水揚げを行う国又は漁業主体の所管当局に対し、水揚げ開始の 48 時間前までに、洋上において転載物を受けとることを認められている CCSBT 運搬船記録の番号とともに、CCSBT 転載申告書を送付しなければならない。

25. CCSBT は、2022 年以降に ICCAT において導入されている補給申告書³の有効性を考慮した上で、2025 年の CCSBT 32 会合において、下記 a) 及び b) に記載した補給申告書の導入を検討するものとする。

- a) CCSBT の運搬船記録に掲載されている運搬船が SBT を船上に保持している他の船舶に対して洋上で補給サービスを提供する際、運搬船の船長は、毎回、**付属書 III** に定められた様式に従って補給申告書を作成し、当該活動の 24 時間前までに、旗国及び CCSBT 事務局に対し、電子的手段を通じてこれを送付しなければならない。
- b) 補給活動が地域転載オブザーバーにより監視されている転載と合わせて実施される場合は、補給申告書を別途作成する必要はない。

² 製品タイプは加工の状態のことをいう。例えば、**付属書 I** の CCSBT 転載申告書に列記された製品のタイプを参照。

³ 21-15 転載に関する ICCAT 勧告 21-15 のパラグラフ 23 を参照。

地域オブザーバー計画

26. メンバー及び CNM は、付属書 II の CCSBT 地域オブザーバー計画に従い、洋上で転載する全ての運搬船に CCSBT オブザーバーを乗船させることを確実にしなければならない。CCSBT オブザーバーは、本決議の遵守及び特に転載された SBT の数量と CCSBT 転載申告書に報告された漁獲量が合理的な範囲で一致すること、及び可能であれば漁船のログブックにおける記録及び CDS 文書のとおりであることを観察しなければならない。

27. 船舶は、事務局長に適切に通知された不可抗力の場合を除き、CCSBT 地域オブザーバーを伴わない洋上における転載の開始又は継続は、禁じられなければならない⁴。

セクション 4. SBT の LSTLV 港内転載監視計画

28. 効果的な港内転載検査のため、漁船の旗国は、その漁船がみなみまぐろの転載を行う外国の港を指定し、その他の外国の港における転載を禁止するとともに、指定された寄港国との間で、効果的なモニタリングに必要となる関連情報を共有するために連絡をとらなければならない。

29. 港内転載は、以下のパラグラフ 30 から 36 に定める手続きに従う場合のみ実施されるものとする。

通知義務

漁船：

30. 転載に先立ち、LSTLV の船長は、転載開始の少なくとも 48 時間前までに、又はメンバー／CNM が指定した期限までに、又は港までの時間が 48 時間以内である場合には漁業操業終了後直ちに、寄港国の当局に対して以下の情報を通知しなければならない。後者の場合、寄港国が情報を分析するために十分な時間がなければならない。

- a) LSTLV の船名、IMO ナンバー及び CCSBT 許可船記録における番号
- b) 運搬船の船名、IMO ナンバー及び洋上において転載物を受けとることが認められた運搬船の CCSBT 記録における番号
- c) 転載されるトン数及び製品のタイプ²（既知の場合は種別）
- d) 転載の日時及び位置
- e) SBT 漁獲の地理的位置

31. LSTLV の船長及び／又は船主は、転載時、その旗国又は漁業主体に対して以下を情報提供しなければならない。

- a) 製品タイプ及び数量
- b) 転載の日時及び場所

⁴ この要件は、CPG 5（遵守政策ガイドライン 5 - 極めて特殊な状況に関する行動原則及び取られるべき措置に関するガイドライン）による通知を利用して履行することができる。

- c) 受けとる運搬船の船名、登録番号、IMO ナンバー及び船籍、及び洋上で SBT の転載物を受けとることが認められた運搬船の CCSBT 記録における番号
- d) SBT 漁獲の地理的位置

32. 当該 LSTLV の船長及び／又は船主は、旗国又は漁業主体に対し、転載後 15 日以内に、CCSBT 許可船舶リストにおける番号とともに、**付属書 I**に定められた様式に従い、CCSBT 転載申告書を作成し、送付しなければならない⁵。

受けとる運搬船：

33. 運搬船の船長は、寄港国の当局に対し、運搬船に転載予定の SBT の数量について、転載開始の 24 時間前より以前に情報提供しなければならない。

34. 運搬船の船長は、転載終了から 24 時間以内に CCSBT 転載申告書を作成し、寄港国の当局、LSTLV の旗国であるメンバー/CNM、及び CCSBT 事務局に送付しなければならない。当該転載申告書の写しは、運搬船上に保持されなければならない。

35. 運搬船の船長は、SBT を含む転載物の受けとり後に転載港を離れた後、その転載された SBT の陸揚げの少なくとも 48 時間前までに、パラグラフ 34 にいう CCSBT 転載報告書の写しを作成し、陸揚げが行われる予定の陸揚げ国又は漁業主体の所管当局に送付しなければならない。

寄港国及び陸揚げ国の協力

36. 上述のパラグラフにいう寄港国及び陸揚げ国は、受領した情報の正確性を確認するための適切な措置を講ずるよう努めなければならない。また、報告された漁獲量、転載量及び陸揚げ量が報告された各船舶の漁獲量と一致することを確保するため、LSTLV の旗国であるメンバー又は CNM の作業に協力しなければならない。この確認作業は、船舶に対する干渉及び不自由を最小化するとともに、魚の品質低下を避けるように行われなければならない。

⁵ SBT が運搬船に移される前に一時的に固定冷凍庫に移送される場合、LSTLV は、SBT が固定冷凍施設に移送された日から 15 日以内に、転載申告書を作成し、その旗国又は漁業主体に対して、また可能な場合は沿岸国又は漁業主体に対して、これを送付しなければならない。このような場合は、運搬船の代理人は、運搬船の船長に代わって転載申告書に署名しなければならない。

セクション 5. 一般条項（全ての転載）

37. 漁獲証明制度 (CDS) に関する CCSBT の保存管理措置の有効性を次により確保する。

a) CDS により求められる必要な CCSBT CDS 文書の確認に際し、LSTLVs の旗国であるメンバー及び CNM は、転載が各 LSTLV の報告した漁獲数量と一致することを確保しなければならない。

b) LSTLVs の旗国であるメンバー及び CNM は、本決議に則り転載が行われたことを確認した後、転載された魚について CDS により求められる必要な CCSBT CDS 文書を確認しなければならない。洋上転載の場合、この確認は、CCSBT 地域オブザーバー計画を通じて得られた情報に基づくものでなければならない。

c) メンバー及び CNM は、LSTLVs の漁獲した SBT がメンバー又は CNM の領域内に輸入される際には、CCSBT 許可船舶リストにある漁船に対して確認された必要な CCSBT CDS 文書及び CCSBT 転載申告書の写しの添付を求めなければならない。

38. メンバー及び CNM は、年次会合の 4 週間前に、各々の年次報告に以下を含めなければならない。

a) 前漁期の SBT の洋上及び港内における転載数量及び割合

b) 前漁期に洋上及び港内転載を行った CCSBT 許可船舶リストに登録されている LSTLVs のリスト

c) 前漁期にメンバー又は CNM の旗を掲げる LSTLVs から洋上転載物を受けとった運搬船に配乗されたオブザーバーの報告に関する内容及び結果を評価する包括的な報告書

これらの報告書は、拡大委員会及び関連補助機関のレビュー及び検討のために利用可能でなければならない。

39. 甲板における加工の有無を問わず、転載され、水揚げ又は輸入されるすべての SBT は、最初の販売がなされるまで、CCSBT 転載申告書をともなわなければならない。

40. 毎年、事務局長は、本決議の遵守をレビューする遵守委員会会合に対し、本決議の実施に関する報告書を提出しなければならない。

41. この決議は、メンバー及び CNM が、各々の国内法及び国際法に従い、その主権下にある地域に所在する港における権力を行使するための権利を何ら侵害するものではない。

42. これらの条項は、2024 年 4 月 1 日から効力を有しなければならない。

43. 委員会は、2025 年までに本決議をレビューし、必要に応じて委員会が採択した又は採択する可能性がある関連する規範、仕様及び要件を踏まえた改善を検討するものとする。

44. 過去に採択された全ての「大型漁船の転載に対する計画創設に関する決議」は、本決議によって破棄される。

45. 同一の措置の重複を避けるため、CCSBT 運搬船記録にある船に乗船している ICCAT、IOTC 又は WCPFC のオブザーバーは、本決議で策定された基準に合致していること、及び CCSBT 事務局が通知を受けていることを条件に、CCSBT 転載計画に参加していると見なしうる。CCSBT 事務局は、ICCAT、IOTC 及び WCPFC に提出された SBT の情報に関し連絡を保たなければならない。また、CCSBT 事務局は、転載及びオブザーバー基準について、他の地域漁業管理機関の事務局と情報交換を行わなければならない。

付属書 I－CCSBT 転載申告書

運搬船	漁船
船名及びコールサイン：	船名及びコールサイン：
国籍：	国籍：
IMO ナンバー：	IMO ナンバー：
船籍が置かれる国／漁業主体許可番号：	船籍が置かれる国／漁業主体許可番号：
登録番号（該当する場合）：	登録番号（該当する場合）：
CCSBT 登録番号（該当する場合）：	CCSBT 登録番号（該当する場合）：

出港	日	月	時	年				代理店名：	LSTLV 船長の氏名：	運搬船船長の氏名：
帰港				自 (港名):				署名：	署名：	署名：
転載				至 (港名):						

重量はキログラム又は単位(例 箱、カゴ)を使用しこの単位のキログラムで水揚重量を表示する： |____| キログラム

転載場所													
種	港内		洋上	製品のタイプ									
				RD ¹	GGO ¹ (kg)	GGT ¹ (kg)	DRO ¹ (kg)	DRT ¹ (kg)	Filleted ¹	Other ¹ (kg)			

転載が洋上でなされた場合、CCSBT オブザーバーの指名及び署名：

¹ 製品タイプは、丸（RD）、えらはら抜き一尾付き（GGO）、えらはら抜き（尾なし）（GGT）、ドレス一尾付き（DRO）、ドレス一尾なし（DRT）、フィレ（FL）、又はその他（OT）として記載されなければならない。ICCAT、IOTC 又は WCPFC 転載申告書（TD）を記入する場合は、CCSBT における上記の SBT 製品タイプに最も近い適切な製品タイプにより SBT 重量（Kg）を記録する。

付属書 II—CCSBT 地域オブザーバー計画

1. 各メンバー及び CNM は、洋上において転載物を受けとることを認められている CCSBT 運搬船記録に含まれ、洋上転載を行う運搬船に対し、洋上における各々の転載活動の間、CCSBT オブザーバーの配乗を要求しなければならない。
2. 運搬船が SBT の転載を行う予定の航海に出航する概ね 15 日から 2 ヶ月前までの間に、旗国又は漁業主体は、CCSBT 事務局に対し、CCSBT オブザーバー配乗要請を作成し、送付しなければならない。
3. 事務局長は、オブザーバーを指名し、CCSBT 地域オブザーバー計画を実行するメンバー及び協力的非加盟国に置籍する LSTLVs から洋上において転載物を受けとることを認められた運搬船にオブザーバーを配置しなければならない。

オブザーバーの指名

4. 指名されるオブザーバーは、その任務を達成するため、次の適性を有しなければならない。
 - a) 魚種及び漁具を識別するに十分な経験
 - b) CCSBT 保存管理措置に関する十分な知識
 - c) 正確に情報を観察及び記録する能力
 - d) 観察する船の旗国の言語に関する十分な知識

オブザーバーの義務

5. オブザーバーは、次を満たさなければならない。
 - a) CCSBT が定めるガイドライン又はパラグラフ 4 (a) から (c) について訓練を受けたオブザーバーであることを条件に、IOTC 又は ICCAT の設定したガイドラインが求める技術訓練を修了すること
 - b) 可能であれば、運搬船の船籍が置かれる国又は漁業主体の国民でないこと
 - c) 下記のパラグラフ 6 に定められた業務を実行する能力があること
 - d) 委員会事務局が維持するオブザーバーリストに含まれること
 - e) LSTLV の乗組員ではない又は LSTLV 会社の雇用者ではないこと

6. オブザーバーは、次の任務を行わなければならない。

- a) 転載の前及びその間、運搬船に転載しようとする漁船において、次を行う。
 - i) SBT を漁獲するための漁船としての許可又は許可証の正当性の点検
 - ii) 船上の漁獲物の総量及び運搬船に移される量の点検と観察
 - iii) VMS の動作の確認及び航海日誌の検査
 - iv) 船上の漁獲物が他の船舶から移されたものであるのか否かの確認及びそのような移動に関する文書の点検
 - v) 漁船が関与する違反の兆候が見られる場合、運搬船船長に対し、かかる違反を直ちに報告する
 - vi) 漁船における業務の結果をオブザーバー報告書として報告する
- b) 委員会が採択した関連する保存管理措置に対する運搬船の遵守状況を監視するとともに、オブザーバーは、特に次を行わなければならない。
 - i. 行われる転載活動についての記録と報告
 - ii. 転載に従事した時の船舶の位置の確認
 - iii. 転載された製品の観察及び推定
 - iv. 関係 LSTLV の船名及びその CCSBT 許可船舶リスト番号の確認及び記録
 - v. 転載申告書のデータの確認
 - vi. 転載申告書のデータの証明
 - vii. 転載申告書への副署
- c) 運搬船の転載活動の日別報告を作成し、これらの日別報告の概要を 5 日ごとに事務局に対して送付する
- d) このパラグラフに従い収集された情報をまとめた全般的な報告書の作成、及び船長に対し、関連する情報を追記する機会を提供する
- e) 観察期間の最終日から 20 日以内に、前項の全般的な報告書を事務局に提出する
- f) 委員会が定めるその他職務の遂行

7. オブザーバーは、LSTLVs 及び船主の漁業活動に関するすべての情報を機密事項として取り扱い、オブザーバーとして指名される条件として、当該要件を書面にすることに応じなければならない。

8. オブザーバーは、割り当てられた船舶を管轄する船籍が置かれる旗国又は漁業主体の法と規則において定められた要件に従わなければならない。

9. オブザーバーは、すべての船舶職員に適用される行動に関する序列及び一般規則が、本計画のオブザーバーの業務を阻害するものでないことを条件に、本計画のパラグラフ 10 に定められた船舶乗組員の義務とともに、かかる序列及び一般規則に対し敬意を払わなければならない。

運搬船の船籍が置かれる国又は漁業主体の義務

10. 運搬船が籍を置く国又は漁業主体及び船長のオブザーバーに関する責任は、次を含むものでなければならない。

- a) オブザーバーは、船舶職員、装置及び機器へのアクセスが許されなければならない。
- b) また、オブザーバーは、パラグラフ 6 に定められたその業務を遂行することを円滑化するため、要請を行った後、配置された船舶に備え付けられている場合、以下の機器へのアクセスが許されなければならない。
 - i) 衛星航行機器
 - ii) 使用されている場合、レーダー表示スクリーン
 - iii) 通信のための電子手段
- c) オブザーバーは、その他士官と同等に、部屋、食事及び適当な衛生設備を含む、宿泊設備提供を受けなければならない。
- d) オブザーバーは、事務作業のため船橋又は水先案内人室において適当な場所の提供を受け、同様にオブザーバー業務を遂行するため甲板上にも場所を提供されなければならない。
- e) 船籍が置かれる旗国又は漁業主体は、船長、船員及び船主が、オブザーバーの業務遂行において、妨害、脅迫、干渉、影響を与えること、贈賄又はその試みを行わないことを確保しなければならない。

11. 事務局長は、運搬船の旗国又は漁業主体及び LSTLV の旗国であるメンバー又は CNM に対し、全ての該当する機密保持要件に一致する方法で、次の CCSBT 遵守委員会年次会合の 4 ヶ月前までに、全ての利用可能な未処理データ、概要及び航海に関する報告を提供することが求められる。

転載の間における LSTLV の義務

12. オブザーバーは、天候及び海況をふまえ、オブザーバーの安全が十分に確保されうる場合、漁船への訪問が認められなければならない、パラグラフ 6 に定められる業務を実行するために必要とされる船舶の職員及び場所へのアクセスが許されなければならない。

13. 事務局長は、遵守委員会及び科学委員会にオブザーバー報告書を提出しなければならない。

オブザーバーにかかる費用

14. 本計画の実施にともなう費用は、転載活動への従事を望む LSTLVs の旗国であるメンバー及び協力的非加盟国によって拠出されなければならない。料金は、計画の総費用をもとに算出され、CCSBT 事務局の特別口座に支払われ、事務局長が計画実施のため口座を管理しなければならない。

15. パラグラフ 14 に求められた費用の支払いなしに、LSTLV は洋上転載計画に参加することはできない。

付属書 III－CCSBT 補給申告書

運搬（補給）船		受けとる船舶
運搬船の名称：		船舶の名称：
CCSBT 登録番号		CCSBT 登録番号
		国内登録番号
IMO ナンバー		IMO ナンバー
国際信号符字		国際信号符字
現在の船籍		現在の船籍
補給活動：年月日		
補給活動：緯度		
補給活動：経度		
補給物品：		特記事項（該当する場合）
- 燃料	☐	
- 餌	☐	
- 食料品	☐	
- 予備部品	☐	
- 医薬品	☐	
- 乗客／乗員	☐	
- その他（具体的に記入）	☐	

付属書Ⅳ－洋上転載を行うことを認められたインドネシア船籍運搬船

No.	木造運搬船の船名	総トン数	IMO ナンバー
1	BANDAR NELAYAN 2017	300	8576809
2	PERMATA TUNA WIJAYA 01	298	8525903
3	HIROYOSHI - 17	171	8565836
4	KILAT MAJU JAYA - 21	197	8574837
5	BANDAR NELAYAN 271	242	8583589
6	PERINTIS JAYA - 36	99	8526579
7	NUSANTARA JAYA -12	149	8583814
8	NAGA MAS PERKASA 89	146	8569650
9	BANDAR NELAYAN 519	196	8586244
10	MUTIARA 36	294	8566426
11	BAHARI - 116	167	8526725
12	GOLDEN TUNA 99	199	8586440
13	BAHARI NUSANTARA	136	8584648
14	BANDAR NELAYAN 2018	290	8583591
15	BANDAR NELAYAN 308	244	8590518
16	BANDAR NELAYAN 2023	295	8590532
17	BAHARI 89	163	8527353